

事例 10

女性センターの運営委員活動から男女共同参画啓発の活動組織へ ～ジェンダーブレイクあい・あい～

10.1 団体の概要と調査結果のポイント

| | |
|-----------|---|
| 団体名 | ジェンダーブレイクあい・あい |
| 所在地 | 和歌山県田辺市 |
| 活動目的・分野 | 人権、男女共同参画に関する啓発活動 |
| 発足年月 | 平成 13 年 (※前進となる「劇団ウィッシュ」は平成 9 年発足) |
| 受託した文科省事業 | 平成 15 年度男女の家庭・地域生活充実支援事業 「いきいき子育て、わたし流 ～地域ではぐくむ男女共同参画社会～」 |
| 調査結果のポイント | <ul style="list-style-type: none">▶ 女性センターの運営委員活動から、男女共同参画の推進に関する啓発のための劇等を行う団体を発足。▶ 劇団活動から参加者の主体性を重視する「ワークショップ」を中心とする活動に活動形態を発展させつつ、地域における男女共同参画の推進に努める。 |
| ヒアリング対象者 | 代表 須本起代子氏 |

10.2 女性センターの運営委員活動から活動団体が誕生

10.2.1 女性センターの運営委員活動から劇団が発足

「ジェンダーブレイクあい・あい」の母体となる組織は、平成 9 年に田辺女性センターの運営委員活動から生まれた。当時、田辺女性センター（現：田辺市男女共同参画センター）では、センターの運営委員を市民から公募で募り、そこに集まった 30 人が三つの部会を作って男女共同参画の推進をどのように図っていくかということについて議論をしていた。

「ジェンダーブレイクあい・あい」の現代表である須本氏（写真）も、この運営委員活動に関わった 1 人であった。須本氏は、もともとは「夫が仕事をし、妻は家庭を守る」という性別役割分担意識が強く、自らの生活もそのような方針で過ごしてきたところであったが、女性センターの運営委員活動に関わっていく中で男女共同参画の重要性、そして女性自身も意識を高めることが重要であることに



気づいた。

須本氏が参加した部会では、市民に向けた男女共同参画推進について、難しい話としてではなくよりわかりやすい形で伝えられないかという問題に取り組み、そこで劇の形で啓発活動を進めようということになった。ここで誕生したのが、「ジェンダーブレイクあい・あい」の前身となる「劇団ウィッシュ」である。「ウィッシュ」というのは、田辺女性センターの愛称であり、当初は10～20人がこの劇団の活動に参加していた。



同劇団では、既存の創作劇の台本などを活かしながら、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」といった固定観念にとらわれるのではなく、一人ひとりが自分らしく生きられることが大切というメッセージを発する劇を実演してきた。

10.2.2 女性センターからの独立、「ジェンダーブレイクあい・あい」の誕生

「劇団ウィッシュ」は、しばらくは田辺女性センターに事務所を置く形で活動を続けてきたが、その後、市の方針により、女性センター内に事務所を置く形から、独立して別の場所に事務所を置くことになった。この独立に伴って、名前を「ジェンダーブレイクあい・あい」とし、事務所も会員が運営するブティックの一角に置かれる形となった。

「ジェンダーブレイクあい・あい」という名前は、「ジェンダー意識を変える」、そのために「わきあいあいと活動しよう」という意味合いを込めたものである。団体設立当初は、現代表の須本氏が最も年齢的にも若く、男女共同参画についてもまだまだわからないことが多い状態であった。しかし、一緒に活動する仲間達が、代表が提案することについて「いいね」と賛同を示してくれ、いつも支持をしてくれた。このような中で、意欲を高めながら市民向けの男女共同参画の啓発活動を続けてきた。

10.3 文部科学省委託事業の実施～それまでの活動の集大成とそれから～

10.3.1 女性センターの声かけがきっかけで、日頃の問題意識を企画に

平成15年度文部科学省委託「男女の家庭・地域生活充実支援事業」への応募は、田辺女性センターからの声かけがきっかけであった。

最初声がかかった時、まず思いついたのは「子育て支援」の必要性であった。男女が多様な働き方、生き方をできるようにするためには、地域の生活実態にあった男女共同参画を進めることが重要である。しかし、農山村地域では、伝統的な制度や慣行にとらわれ、「母親がこうあらねばならない」といった固定観念に捉われたり、子育ての負担が女性に重く偏りがちであり、子育てに男女共同参画の視点を取り入れたり、まちづくりに女性が参画したりすることなどが難しい現状がある。

そこで、地域における社会制度や慣行の見直しや意識改革を進めるために、農山村地域に住む子育て世代を対象にアンケートで男女共同参画に関する意識や生活実態の把握を行うと共に、その結果をもとに各地域で意識の啓発を行うためのワークショップを開催することにした。

事業のテーマとして「子育て」を選んだことには、男女共同参画推進に向けた意識改革のターゲットを若い次世代に持っていきたいという思いもあったという。

10.3.2 実行委員会形式で行政や周辺町村の活動団体とも連携して事業を実施

事業の実施にあたっては、田辺市及び周辺町村に広がりのある活動につながるように、田辺市、上富田町、龍神村から実行委員を募り、15名からなる実行委員会形式で行った。実行委員には、「ジェンダーブレイクあい・あい」のメンバーが代表をはじめ6名入ったほか、田辺市では、女性問題連絡会、人権擁護連盟、教育委員会生涯学習課、企画部人権推進課男女共同参画推進室などが参画した。また、上富田町、龍神村からも、関係団体や教育委員会生涯学習課などが参加し、田辺市、上富田町、龍神村のそれぞれに事務局担当者を置いた。また、事業の実施にあたっての助言者として、民間研究機関やNPO法人の関係者2名からアドバイスをもらった。

同事業の内容の概要は下記のとおりである。ワークショップは、参加者が参加しやすいように田辺市、上富田町、龍神村の3ヶ所でそれぞれに開催し、各回で託児を実施した。

① 実行委員会

平成15年9月～平成16年3月 計9回開催
事業の全体企画・実施、報告書作成等を実施

② 意識啓発のための一般公開講演会

○1回目

平成15年10月3日
大学教授による講演「だめな男と未熟な女の協同で子育て・人生・社会づくりを」
人形劇「したきりすずめ」（出演者：ジェンダーブレイクあい・あい）

○2回目

平成16年1月31日
大学教授による講演「男女共同参画と私たちのまちづくり」
パネルディスカッション

③ 現代的課題に向けたワークショップ

平成15年10月～12月 龍神村・上富田町・田辺市の3会場で実施
テーマを「子育てに男女共同参画の視点を～ネットワークとまちづくり」として、各会場においてそれぞれ4回シリーズで開催
第1回 「男女共同参画って何？」 紙芝居 自己紹介
第2回 「子育てって楽しいね」
・私を野菜に例えたら

- ・ストレッチ体操
- ・ワーク（タイム&マネー）

第3回 「親子で絵本」

第4回 「わがまち・わがむら」

KJ法 アンケート調査を基に題言づくり

④ 学習成果の共有、男女共同参画視点の拡大をはかるフォーラム

平成16年1月31日

テーマ「男女共同参画と私たちのまちづくり」

ワークショップ受講生（各会場1名）をパネリストにパネルディスカッション

⑤ アンケート調査

平成15年10月～11月

田辺市、上富田町、龍神村及び周辺地域

子育て世代の男女1,000名を対象としたアンケート調査

10.3.3 事業の成果と課題～その後もネットワークはつながって・・・

事業は、ワークショップ形式を用いて、地域性を反映しながら広く参加を募ることができるよう三つの会場で実施したが、その結果地域差が現れた。地元でのワークショップには多数の参加があったが、一般公開講演会を田辺市で行うと他の町村からの参加者は少なかった。特に農山村地域では、伝統的な慣習やしきたり、固定的性別役割分担意識がまだまだ強いために、若い母親がプレッシャーを感じたり、不自由を感じたりしていてもなかなか声を出せない状態があるようでもあった。他方、男性の参加は予想通り少なかったが、子育てという切り口は男性が男女共同参画について考える契機となりうるものだと感じられ、ワークショップ等の学習会への男性の参加のための工夫が必要だと思われた。

事業を通じて、「ジェンダーブレイクあい・あい」としても、様々な活動団体や活動者とのネットワークが広がり、そのつながりは今も続いている。実行委員会に参加した龍神村の活動団体「フリースペースあずまや」は比較的若いメンバーで構成された団体であったが、そこは現在も交流が続いている。また、事業の助言者として関わってもらった民間研究機関の人も、現在「ジェンダーブレイクあい・あい」の賛助会員として会費の面でも支援してもらいながら、団体の活動の方針などについて引き続きアドバイスをしてくれる関係にある。

10.4 「ワークショップ」との出会い～参加者の主体性を重視した啓発活動の展開へ

10.4.1 充電期間を経て、活動形態を変革

平成15年度に文部科学省委託事業を実施した後、代表の須本氏としては、少し充電期間を持ちたいと考えた。それまで団体の設立時から様々な事柄にチャレンジし続けてきたので、文部科学省事業の実行を一つの区切りとして少し落ち着いて活動について考えたいと思ったとのことである。それまでは毎月1回開催していた団体としての運営会議についても、2ヶ月に1回に開催頻度を減らす形に変えた。

「ジェンダーブレイクあい・あい」は、もともとは劇団として発足した団体であり、劇による啓発活動が支柱ではあったものの、舞台を要する劇をすると大がかりになってしまい、費用面も各種条件においても実施できる場面が限られてしまう。このため、人形劇やパネルシアターの形式をとるなど、より簡便な方法での啓発活動ができるように考えていった。

また、須本氏が、団体の活動として強めていきたいと考えたのは「ワークショップ」という形式での啓発活動である。ワークショップは、講演・講義のように一方向である考えを伝えるものではなく、参加者自らが自分の問題について、学びあいながら自分なりに考えていくものであり、フラット（水平）な関係での議論ができ、また地域の実情やそれぞれの参加者の状況に応じた意識改革に役立つと考えた。男女共同参画の推進のため固定観念を排除しようと言いながら、別の固定観念を押し付けないように。その人の価値観や意識は否定せず、自らが考えた上で違う生き方について気づくことができるような形がよいと考えた。つまり、ワークショップの形式では、答えは一つではなく、成功とか失敗といった概念はない。参加した本人が、参加したことで何かを考えるきっかけになり、すっきりした気持ちで帰ることができればよい。このような考えのもとで、ワークショップ形式での講座の展開に取り組んでいる。

須本氏自身、ファシリテーターとしての専門的な資格等を有するわけではないが、外部の研修等に参加しながらファシリテーションの技術を学び、それを適用してワークショップ形式での出前講座等をオリジナルアクティビティとして実施している。例えば、田辺市男女共同参画センターの男女共同参画連絡会が企画する「男女共同参画ステップアップ講座」でワークショップ形式での講座を開催するなどの取り組みも行っている。

ワークショップ形式での講座の様子



10.4.2 テーマの捉え方の拡がり～「男女共同参画」から「人権」へ

団体の名称は「ジェンダーブレイクあい・あい」であるが、一時期の社会的な気運の中では「ジェンダー」という言葉がついているだけでバッシングされるような時期もあった。その当時、団体の名称について変更すべきかどうかという議論もあったが、本来的な「ジェンダー」の意味の理解においては何ら問題がないという判断で、そのまま団体名は継続した。

しかし、一般市民への理解を図ろうとする際に、「ジェンダー」や「女性問題」として問題提起をすると、保守層には抵抗感が強く理解しづらいなどなかなか浸透しにくい状況がある。そのため、最近では「女性問題」としてだけではなく、広く「人権問題」として捉え、より広い層からの理解と参加を得ながら、さらなる交流の輪を広げられるよう楽しく啓発活動を進めていきたいと考えている。

考え方としては、誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現のために、どこかの誰かの問題ではなく、一人ひとりが社会の構成メンバーとして主体的に考えていくことを支援していきたいというものである。

10.4.3 団体の運営について

団体の活動は、会費と講座開催等を受託した場合の委託料や謝金等から成っており、年会費は会員、賛助会員ともに1,000円である。

平成22年度は会員9名、賛助会員3名、計12名であり、このメンバーは団体設立当初からあまり変わっていない。メンバーの中には教員や福祉関係者など様々な人々がいるのが強みである。平均すると50歳代が最も多い年代層である。一時期、新しいメンバーの参加を募って会員を増やそうという話もあったが、検討した結果、ある程度できあがった団体に新たな人が入ってくることは難しいことも多々あり、次の世代は新しい別の団体をつくれればよいので、そのアドバイスをしていこうということになった。

NPO法人化などは考えておらず、現状のボランティア団体のまま活動を続ける予定である。現在は、事務所も特に構えずに代表の電話が窓口となっている。ただ、会員内での報酬のあり方については、かつてはどのような役割を担っても1人1回当たり500円という規定であったが、担った役割・責任の重さによって報酬を分配する方向に変え、それぞれが責任を持って活動に関われるようにした。

10.5 行政との連携について

「ジェンダーブレイクあい・あい」は、田辺市男女共同参画センターの「男女共同参画連絡会実行委員」であり、総会に参加し、連絡会企画の講座の企画・運営を請け負うことがある。また、代表の須本氏は、田辺市男女共同参画懇話会や和歌山県の男女共同参画審議会等にも参加している。このような中で、行政との連携を図って活動をしている。

近隣自治体や文部科学省などの行政との連携については、行政の側が、参加人数を増やすなどの形式にとらわれすぎたり、事前に形式的にだけ指導に来る、またこちらの都合や事情を考えないままに急な呼び出しがあったり締め切りが厳しいなどの点が連携にあたって難し

いと感じており、民間団体が持つ自由や柔軟性とは異なると感じている。

団体としては、行政との連携のもとで今後も活動の展開を図るべく、近隣自治体等に団体の活動について紹介し、講座等の委託について営業に行くものの、行った先で団体の信用や実績が問われることも多い。そのような際に、平成 15 年度に文部科学省委託事業を主体として実行したという実績が信用を得ることに役立っている。

事例 11

女性大学から始まった学びとネットワークを拓けながらNPO設立へ ～NPO法人みらい福山～

11.1 団体の概要と調査結果のポイント

| | |
|-----------|---|
| 団体名 | NPO 法人みらい福山 |
| 所在地 | 広島県福山市 |
| 活動目的・分野 | 「人権・いのち・平和」をテーマとした啓発、相談支援事業等 |
| 発足年月 | 平成 21 年 1 月 (※前身となる「福山未来会議」は平成 13 年発足) |
| 受託した文科省事業 | 平成 11 年度女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業 「ふくやまウィメンズ・フェスティバル ～発見!! 創造!! そして未来への行動!!～」 |
| 調査結果のポイント | <ul style="list-style-type: none">▶ ひろしま女性大学の修了生のネットワークから、文部科学省事業受託として女性関連団体が協働してフェスティバルを開催した。▶ フェスティバルの開催を通じて得られた力とネットワークを生かして、「人権・いのち・平和」をテーマに活動するボランティア団体「福山未来会議」を立ち上げ、その後NPO法人に発展した。 |
| ヒアリング対象者 | 理事長 大元光代氏 |

11.2 女性大学での学びとネットワークを生かしてフェスティバルの開催を実現

11.2.1 最初はひろしま女性大学での学びから

活動の最初のきっかけは、団体の理事長である大元氏（写真）がひろしま女性大学で男女共同参画について学んだことにある。大元氏は、それまで会社勤めも定年退職まで40年間勤めながら、地域社会の女性会（婦人会）で結婚してすぐに副会長になるなど地域活動に活発に参加し、また PTA 活動なども積極的に参加してきた。子育ても一段落したところで、一度大学で学んで自分のやりたいことを見つけないかという思いが生じ、ひろしま女性大学に通うことにした。大学では、それまで自分が知らなかったこと



を多く学ぶことができ、さらに一步踏み出して問題意識が広がっていった。

大学に通う中で、また大学修了後に同窓会の会長を5年間する中で、様々な力がある人々とのネットワークが広がっていった。自分が大学で学んだこと、学びを通じてエンパワーされた力とネットワークを活かして何かをやりたいという思いが募り、その一つのアイデアとしてフェスティバルをやりたいという思いが強くなっていった。

11.2.2 文部科学省事業を活用したフェスティバルの実現に向けて企画に奔走

ひろしま女性大学を修了後、大元氏は福山市男女共同参画社会づくりモデル市町村推進委員としてシンポジウムに臨んだ時などで「学んだことを生かして、出会った人達の力を借りて何かをしたい」、「できれば大学修了後5年間のうちにフェスティバルを実現したい」と話していた。この声を聞いていた福山市の当時の生涯学習主管課の担当者が、「平成11年度文部科学省事業女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業」を勧めてくれた。

大元氏は、何かをしたいと思っても資金がなくては実現できなかったため、この機会を逃してはならないと企画を提出する決心をし、企画書の作成に必死で取り組んだ。それまで行政の事業の企画書など書いた経験はほとんどなかったため、企画書の書き方から学ばなければならなかった。そこで広島県の生涯学習課などが企画書の書き方についてアドバイスしてくれたため、アドバイスを聞きに何度も広島県庁を訪れて企画書の書き直しをして、採択に至った。

大元氏は、この企画の数年前に岡山で開催された「日本女性会議」に参加したことがあり、その参加で得られた知識や経験がフェスティバルというアイデアを生んだ背景にあり、企画に生きたという。

11.2.3 様々な活動団体・活動者を巻き込んだフェスティバルに

フェスティバルは、「女性のエンパワー」を目指して「男女共同参画社会づくり」をテーマに、県東部の広域でそれぞれに活動している活動団体や活動者を巻き込みながら、その後の継続的なネットワークにつながるように工夫した。

活動の企画は、ひろしま女性大学の修了生が中心となったが、同時に公募で実行委員を募って「実行委員会」の形式をとって皆で作るフェスティバルとなるようにした。また、男性も含めてワークショップへの参加団体や参加者も募集し、参加団体の代表者や参加者に実行委員になってもらうことでネットワーク力の強い実行委員会組織とした、

加えて、より広域のネットワークの広がりにつながるように、活動の場については、福山会場に加えて尾道会場と府中会場に二つの分科会を設けて行い、尾道・府中会場についても同会場としての実行委員会も立ち上げて取り組んだ。

11.2.4 フェスティバルの開催

実行委員会の企画によって、平成11年10月10日と11日の2日間開催のフェスティバルとして「ふくやまウィメンズ・フェスティバル ～発見!! 創造!! そして未来への行動!!～」を開催した。これは、同年に広島県で開催された第11回全国生涯学習フェスティバル「まな

びピア '99 広島」の福山会場参加事業としての開催でもあった。

フェスティバルの実行には、実行委員 37 名（うち一般公募 13 名）が関わった。フェスティバルの構成・内容は次のとおりである。

<1 日目>

① 基調講演

女性のエンパワーメントをテーマに有識者が基調講演を行う。事前に聞きたい項目や質問などをまとめ、会場と双方向となるよう工夫した。

② アトラクション

知的障害のある人と共にバリアフリーの社会創造に向けた取り組みを促す「SAORI フェンタジー」のステージを創作。

③分科会（3 会場で開催：福山・尾道・府中）

福山（5 分科会）、尾道（1 分科会）、府中（1 分科会）の 3 会場に分かれて、それぞれにテーマを決めてワークショップを開催した。それぞれの会場では、その地域の人達にパネリストを要請し、その地域の課題を中心に議論を深めた。

<2 日目>

① 実行委員による男女共同参画社会の問題点を提起するエンパワメント・シアター創作劇「ローズ ギャザリング」を実演した。

② シンポジウム

男性 4 人による意識改革に関するシンポジウムを開催した。

※このほか、22 活動団体の特別展示コーナー等を設置した。

11.2.5 事業の成果と課題～フェスティバルを実現できた自信が次のステップへ

フェスティバルの企画と実行には、実行委員会のほか、その他関係者も含めて 156 名が関わり、広がりのあるネットワークができた。企画の段階では、たくさんの話し合いと、時には言い合いまで発展する白熱した議論があったが、そこでできたつながりは強固であり、その後の活動の発展の基盤になっている。

フェスティバルの内容には男性の育児や介護への参画や DV など当時としては先取りのテーマも多く、チャレンジングで充実した内容であった。しかし、広報の取り組みに十分な時間がとれなかったことや、テーマが先駆的でありすぎたこともあり、一般の参加者を集めること、また問題提起について理解してもらうことに困難があった。とはいえ、この時に企画したコンテンツが現在の活動でも役立っているという。

事業の終了後（1 か月後）に、「フェスタの手応え」として、「自分（わたし）たちはいかにエンパワーメントされたか」をテーマに、次の行動への移行を目指した「ムーブ会議」を開催した。フェスティバルの開催を通じて、地域でこれまでばらばらに活動してきた様々な団体や活動者の状況がお互いにわかり、関わった者がそれぞれに次に自分が取り組みたいと考

える活動を見つけることができた。また、はじめて行うことも多かったフェスティバルの企画を自分達でやり遂げたことで、作り上げることの楽しさを実感し、「やればできる」という自信ができた。

なお、フェスティバルを文部科学省の事業として行ったことが、その後の団体の活動を発展していく中で、団体の信用を高めることに役立ったという。

11.3 継続的な活動組織「福山未来会議」の誕生と発展

11.3.1 実行委員会組織から「福山未来会議」の誕生へ

「ふくやまウィメンズ・フェスティバル」の終了後も、実行委員会組織を残して継続的な学習組織として活動を続けた。次なる活動として、平成12年1月に「ローズ・フェスタ」を福山市が主催で開催した。その時もフェスティバルの経験者として多くが実行委員として参画し、事業の成功につながった。

その後、単発のフェスティバル等の企画・実行の組織としてではなく、継続的な活動組織として、平成12年4月にボランティア団体「福山未来会議」を立ち上げた。この「福山未来会議」には、「ふくやまウィメンズ・フェスティバル」の実行委員会委員やその他関係者・参加者が多く参加する一方、様々な場で講座・講習を終了して男女共同参画に関して学習した人々などフェスティバル関係者以外の人々も参画した。他方、フェスティバル関係者もすべてが「福山未来会議」に参画したわけではなく、フェスティバル関係者の中には、DVやいじめ、チャイルドライン、介護など、それぞれに具体的な活動テーマを持って別の場で活動を発展させていく者も多くあった。

11.3.2 「福山未来会議」の活動の変遷

～「男女共同参画」から「人権・いのち・平和」へ

「福山未来会議」は、男女共同参画に関する条例や宣言の制定に向けて提言を発信するなど、当初は「男女共同参画」を中心のテーマとして活動を展開していた。

しかし、団体の中で議論を重ねていく中で、取り扱うテーマの変遷があった。「男女共同参画」というテーマは重要であるものの、それだけを看板にしていたのでは理解が得られる層の広がりがなかなか難しい。もっと広い視点で「人権・いのち・平和」といった、誰にとっても重要で、誰もがその重要性を理解できるテーマに広げて活動を図るべきでは、といった考え方、活動のテーマが広がっていった。

具体的には、平成12年9月11日に起こった「アメリカ同時多発テロ事件」をきっかけに、戦争の悲惨さ、人権・いのち・平和の大切さについて人々に訴えていくことが重要と考え、その1つの活動として「福山空襲」をテーマとした朗読・朗読劇を主たる活動の一つとして行うようになった。

また、その後、団体のスタッフの中に思春期相談の関係者からの問題提起などにより、子ども・思春期に関する講座や相談支援活動も始めるに至った。

「福山空襲」をテーマとした朗読劇の様子



11.3.3 福山市の公的施設の活動の企画への参画

「福山未来会議」としての活動を続ける一方で、大元氏をはじめ団体スタッフは、福山市の人権交流センターや平和資料館で実施されるフェスティバル等の企画にも関わった。

人権交流センターや平和資料館は、その管理運営が平成16年に民間委託され、あるNPO法人が運営を担ったが、そのNPO法人には当初はそれら施設で開催するフェスティバルなどの企画運営についてのノウハウが十分にはなかった。そのため、そのNPO法人から活動の企画を支援するよう大元氏に依頼し、大元氏が事務局長同等の統括マネジャー（雇用上の身分は嘱託職員）としてそれら施設の企画・一部運営組織に関わるようになった。

具体的な活動としてフェスティバル等を企画・実行する際には、「ふくやまウィメンズ・フェスティバル」等で培ったノウハウとネットワークを生かして実行委員会方式で行い、そこに「福山未来会議」も参画する形をとった。このような形をとることで、同団体の多くのスタッフが人権交流センターや平和資料館で開かれるフェスティバル等の企画・実行に関わった。

11.4 より安定した活動基盤を目指してNPO法人「みらい福山」へ

11.4.1 NPO法人化により「みらい福山」が誕生

「福山未来会議」の活動は順調であったが、その活動は会費と行政等の助成金に頼るもの

であり、資金面では安定しなかった。朗読劇などは多くが出演者の負担で行う状況であった。

行政等から助成金を得る場合にも、団体の信用が問われることも多く、それまでの活動実績で一定の信用はあったものの法人格のないボランティア団体であることが難しい面も多々あった。また、会員の多くは仕事を持っていて平日、日中の活動が難しく、比較的活発に活動できる人の多くが50歳代後半以降の会員であり、活動のマンパワーの確保も難しい状態が続いていた。

このような状況を検討した結果、平成21年1月にNPO法人化して「みらい福山」として再出発することにした。NPO法人化のねらいは、営利活動を目指すものではないが、団体の信用を高め、施設の管理運営等の行政の事業の委託を受けることであり、そこで活動に必要なとされる安定した資金を獲得したいというものであった。事業の委託を受けることができれば、平日・日中に活動できるスタッフも職員・アルバイトなどで雇うこともでき、活動の基盤も安定する。また、年間を通じて計画して活動することができ、継続的な活動の展開を図ることができるという思いがあった。

11.4.2 現在の活動

現在、NPO法人「みらい福山」は、「福山未来会議」の活動を発展させ、「人権・いのち・平和」に視点を置き、誰もが自立して一生を通じていきいきと暮らしていけることを目指し、人と人のネットワークを紡ぎあい、つながりあって、あらゆるライフステージにおける問題に取り組んでいる。毎月1回、第2水曜日に企画会議を設けて、次にどのようなテーマ・活動を展開していくかについて話し合っている。

活動は「わたしたちが架ける未来への橋～三つの橋から未来をつなぐ～」として、大きくは三つの領域から成っており、その具体的な活動内容は次のとおりである。

<人と人が紡ぎあい、つながりあって創るまちづくり事業（人権・平和啓発事業）>

●朗読劇「みらい座」

歴史と文化を大切にして語り継ぐ、世代間交流の朗読劇・群読及び出前講座

●アクション企画・支援

人権・平和の根づいた町づくりの啓発、プログラム企画・作成とその支援

●和装教室・さをり織り教室

コミュニケーションを重視したまちづくり事業（外国籍市民・障害者支援）

●協働事業への参画

市民と行政との協働事業への参画

<男女共同参画社会実現のための事業>

●アクション企画・支援・出前講座

・コントで男女共同参画の出前講座

・男女共同参画イベント企画・その支援

●相談・支援・出前講座

- ・ティーンエイジャーの社会人基礎力講座
- ・思春期・子育て
- ・女性の自立

<高齢者のライフステージにおける相談・支援事業>

●出前講座

シニア・ライフ生涯学習講座 「活き活き講座」

朗読劇の出前講座の様子



11.4.3 NPO法人化後の現状と課題

NPO 法人化以来、行政等の事業の受託に向けて企画書を書いて応募するなど尽力しているが、現時点ではまだ実現に至っていない。最近規模の大きな企業や団体に委託が決定するように思われることも多いが、あきらめずにチャレンジを続けていく。

NPO 法人化によって、団体の信用の向上という点ではメリットがあったと考えるが、報告物の作成、税金の支払いなど、NPO 法人化によって求められる事柄も増えた。

NPO 法人になったものの、まだブログだけでホームページを作っていないことも課題である。

11.5 行政との連携について

行政との協働では、「信頼と理解」ということに尽きる。お互いの仕組や意思決定の違いを踏まえながら、双方の理解の下で共に学習しながら、資源を出し合っってより良い活動につなげていくことが大切だと感じている。

事例 12

講座で出会った仲間とともに、独自の活動展開へ ～キャリアウェーブ～

12.1 団体の概要と調査結果のポイント

| | |
|-------------|--|
| 団体名 | キャリアウェーブ |
| 所在地 | 熊本県熊本市 |
| 活動目的・分野 | 女性のキャリア形成支援、「世界に通じる自立した女性の形成」をテーマとした男女共同参画社会づくりの推進やワーク・ライフ・バランスの啓発事業等 |
| 発足年月 | 平成 19 年 4 月 |
| 受託した文部科学省事業 | 平成 16～18 年度 女性のキャリア形成支援プラン事業 女性のキャリア形成支援パレア実行委員会主催「キャリア・アドバイザー養成講座」に受講者として参加 |
| 調査結果のポイント | <ul style="list-style-type: none">▶ 文部科学省委託事業として開催されたキャリア・アドバイザー養成講座で共に学んだ仲間が集まり、団体を立ち上げた。▶ 女性のキャリア形成支援、世界に通じる自立した女性の形成を中心テーマに国際的視点を取り入れたワーク・ライフ・バランスの啓発活動等を行う。 |
| ヒアリング対象者 | 代表 野田恭子氏 |

12.2 講座の仲間とともに団体を設立、独自の活動展開へ

12.2.1 文科省委託事業への参加を通じた出会いと団体設立

キャリアウェーブは、平成 16 年から 18 年にかけて熊本県の生涯学習推進センター「パレア」（同名で男女共同参画センターも併設）が文部科学省委託事業を受けて行ったキャリア・アドバイザー養成講座の修了生 5 人によって、平成 19 年に設立された。キャリアウェーブ代表である野田氏は、大学卒業後 10 年間の東京生活と 26 年間の海外生活を経て熊本に帰郷した。当時、中年女性の雇用機会が閉ざされ、自分自身の米国でのキャリアや語学力という強みを活かして働くことができない日本の現状にがく然とし、「就職ではなく自分の知識、経験、スキルを生かして自分で仕事を始めるしかない」と考えたことをきっかけに、キャリア・アドバイザー養成講座への参加を決めたという。

生涯学習推進センターが中心となって組織した同講座の主催団体「女性のキャリア形成支援パレア実行委員会」では、新たな・多様なキャリアを目指す人のための学習を支援する学習支援者

(キャリア・アドバイザー)を育成し、その支援者が活動できるシステムを構築することを目的として、次のような事業を3年間実施した。

<キャリア・アドバイザースキルアップ講座>

- ・ アドバイザーとしての心構えや基本的知識、技能習得およびモデル事業「キャリアウェーブ講座」のためのプログラムづくりなど
- ・ 平成16年：25名、17年：16名、18年：13名が講座に参加

<キャリアウェーブ講座>

- ・ スキルアップ講座受講生をアドバイザーとし、自己理解や将来設計などを内容とするモデル事業「キャリアウェーブ講座」を県内各地で実施
- ・ 平成17年：3会場66名、18年：21会場916名が講座に参加

2年間にわたるアドバイザー講座およびモデル講座は、実践的なスキルを身につける場であると同時に、女性の自立を目指して地域と密着した活動を行っているかけがえのない仲間がいることを知る貴重な場であった。この出会いから修了生5名が集まり、「キャリアの完成に終わりはない、一生つくり続けていくもの」をモットーとして立ち上げたのが、社会活動のキャリア形成支援グループ「キャリアウェーブ」であった。以降、メンバーは県内の高校や女性団体等で行う講演や講座、公民館で行われた市民企画参画講座などを通じて、自らの学びを活かしたキャリア形成支援活動を展開している。

12.2.2 女性のキャリア形成支援のためのワーク・ライフ・バランス

キャリア形成支援を活動の中心に置いてきたキャリアウェーブは、女性にとってワーク・ライフ・バランスはキャリア形成上の重要な課題であると考えている。仕事と家庭の両立の言葉が普及しつつある現在でも、野田氏は「表面的には変わってきているように見えても、根本的にはまだまだ」と話す。キャリアウェーブが考える女性のキャリア像は、これまでの女性達のように、家庭や子どもなどのパーソナルライフを犠牲にしたり、「選択」すること自体を諦め、仕事一筋で働いて出世する女性像ではない。野田氏の米国経験等を通じた国際的な視点から、女性が「仕事か、家庭か」という選択を迫られることなく、ワーク・ライフ・バランスを実現して働くことのできる社会こそ、男女共同参画の真髄であるという考えを持っている。

この頃、キャリアウェーブはワーキングマザーである在福岡領事館首席領事マルゴ・キャリントン氏との出会いをきっかけに、ワーク・ライフ・バランスに焦点を当てた活動に力を入れ始める。

○ ワーキングマザーを招いた講演会

キャリアウェーブはキャリントン氏を講師として招き、平成20年～21年にかけて5回にわたる講演会やフリートークを開催した。2人の子どもを育てながら領事館首席領事の重責を担うキャリントン氏の経験から、仕事と生活のバランスを保ちながら家族とともに幸せな家

庭を築くためには何が必要か、どのような職場環境整備を推進すべきか、という問いかけを行っている。



講演会の開催案内



キャリントン氏を迎えた講演会の様子

○ 在宅育児パパについてのパネルディスカッション

上記キャリントン氏の夫であり、主夫として妻を支えるウィリアム氏を招いて平成 21 年に主催したのが「日米比較 子育てパパたちのパネルディスカッション」である。地元熊本在住のパパとの対談を通じて、父親の育児や働き方、在宅育児パパ (*SAHD) としての経験や苦労などの体験を、日米の違いや共通点を通して伝え、主夫に対する偏見の見直しや企業のワーク・ライフ・バランス支援の必要性などについて問題提起を行った。

*Stay At Home Dad

キャリントン氏の夫を迎えて行われた
日米比較パネルディスカッションの開催案内



キャリアウェーブでは、このようなワーク・ライフ・バランスの問題は子育て世代の家庭に限った問題ではないという認識がある。高齢化社会が進む今、老年夫婦の間でも、祖父母を見て育つ孫たちへの教育としても、ワーク・ライフ・バランスは早急に取り組むべき課題であると考えている。

このほか、男女共同参画センター「パレア」の企画として、男女共同参画社会づくり推進地域リーダーのグループとともに国立女性教育会館理事長・神田道子氏を招いた講演会を運営するなど、地元の男女共同参画センターおよび女性団体と連携した取組も行われている。

また、平成 22 年にニューヨーク国連本部で開催された「NGO 国連女性の地位委員会・第 4 回世界女性会議・北京 15」への参加、同年に熊本市で開催された「第 20 回男女共同参画全国都市会議」の実行委員会へボランティアとして加わるなど、国内外を問わず幅広い活動を行っている。

12.3 今後の活動展望と地域の女性団体との連携について

12.3.1 キャリアウェーブの今後

キャリア・アドバイザー養成講座への参加から 6 年、キャリアウェーブの設立から 4 年が経つ現在でも、「活動にあたっての壁はまだ厚く残っているのが現実だ」と野田氏は話す。長い歴史的経緯から見ても、代々長男が家業を受け継ぐ企業文化意識や男社会の伝統が根強く残っている熊本では、女性団体の活動に耳を傾けることに消極的な地域企業や組織、団体も少なくないという。また、女性自身についても、若い世代であっても、男女共同参画の理念を前面に出した活動よりも、国際交流的な活動を取り入れたものの方が注目を引く状況も見られる。

キャリアウェーブはこれらの点を考慮し、今後の事業展開として、男女共同参画と銘打った大型の講演会などを企画・運営してきたこれまでの活動内容から少し枠組みを変え、自分たちの強みである国際性を活かしながら、少人数でのワークショップ開催などを通して、じっくりと地元の女性たちに向き合っていきたいと考えている。

12.3.2 地域の女性団体との連携

生涯学習センター／男女共同参画センター「パレア」を利用しながら活動を展開してきたキャリアウェーブにとって、センターで開催される各種事業等を通じた地元の女性団体との出会いは大きな力となってきた。熊本県下の女性団体はどのような活動を行っているのか、自分たちの長所はどこにあるのか、といった視点を持ちつつ事業に携わることで、自分たちが目指すべき方向性を見出してきたと言える。

キャリアウェーブが有する強みは海外で活動する女性団体等との国際的ネットワークであるが、一方で地元地域での活動にあたり、志を同じくする女性団体との横のつながりを強化し、連携していくことが重要であるとも考えている。地元の女性団体が共に協働し、活躍している女性リーダーたちの力を合わせて、共通課題に向き合っていくことが今後の活動の鍵である。

12.4 行政との連携について

キャリアウェーブが考える女性団体のあり方は、行政に頼りすぎず、団体の自主・自立を尊重した行政と、女性団体の協働関係である。県や市の主導に任せるのではなく、「同等の立

場での協働」としての関係を意識的に推進していかなければならないと考えている。同時に、労働雇用課と男女共同参画センター、また子育て支援政策課などの行政間での連携も重要な点である。

国際性という視点を特長とするキャリアウエーブをはじめ、地域で活動する女性団体にも様々な特色があり、新たなチャレンジを行っているところもある。行政との協働関係においても、このような団体の多様性を尊重し、新しい試みを積極的にサポートしてほしい、と考えている。

事例 13

国際会議での経験を受託事業で発展させDV被害者支援を展開 ～NPO法人ウィメンズネット「らいず」～

13.1 団体の概要と調査結果のポイント

| | |
|-------------|--|
| 団体名 | NPO 法人ウィメンズネット「らいず」 |
| 所在地 | 茨城県水戸市 |
| 活動目的・分野 | ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害者支援 |
| 発足年月 | 平成 13 年 6 月 (母体となった任意団体「アジアの風」ネットワークの発足は平成 8 年 9 月) |
| 受託した文部科学省事業 | 平成 11・12 年度「女性のエンパワーメントのための 男女共同参画学習促進事業」 (事業名「ストップ『女性への暴力』 性暴力を防ぐためのエンパワーメント事業」) |
| 調査結果のポイント | <ul style="list-style-type: none">▶ 世界女性会議参加で思いを培った DV 被害者支援について、文部科学省事業受託で知識を深化させ、支援団体設立に結実。▶ 電話相談から面接相談、同行支援、シェルター、自助グループと活動を段階的に発展させ、その中で NPO 法人化も果たす。 |
| ヒアリング対象者 | 代表理事 三富和代氏 (元茨城新聞社文化事業部長) 理事 坂場由美子氏 (常磐大学国際被害者学研究所統括マネージャー) |

13.2 国際会議への参加を機とした女性人権団体の設立

13.2.1 北京女性会議への参加から始まった動き

「ウィメンズネット『らいず』」の起源は、平成 7 年 9 月、北京で開かれた国連主催の第 4 回世界女性会議に併催された NGO フォーラムに参加した「アジアの風——茨城の女性は北京をめざす」事業である。これは、茨城新聞文化福祉事業団と水戸市、日立市、ひたちなか市、石岡市、常磐太田市および明野町 (現筑西市) から成る「アジアの風」茨城実行委員会が主催したもので、81 人が訪中した。ウィメンズネット「らいず」の現代表理事である三富氏は、この事業の呼び掛け人である。

北京女性会議では、売買春、障害者への差別などと並んで、(特に紛争下における) 女性への暴力が中心的なアジェンダであった。ここでの議論の経験が、後に「らいず」設立に繋がる端緒となった。

13.2.2 「アジアの風」ネットワークの設立

「アジアの風」訪中団は、帰国後の平成7年11月、「アジアの風に吹かれて——北京からのメッセージ」というテーマで報告フォーラムを開催した。こうした事後活動を通じ、北京女性会議に参加して得られた貴重な体験を何かの活動に結びつけようという機運が生まれ、翌8年9月、訪中団メンバーを中心にした約100人の会員により任意団体「アジアの風」ネットワークが設立された。

発足当初の「アジアの風」の活動は、学習活動やシンポジウムの開催に加えて、フェアトレード事業などであった。

<学習活動>

- ① 「アジアの女性と人権」学習会（平成9年8月・11月）：第1回（8月）は、茨城県議会が中学校の社会科教科書（歴史）から従軍慰安婦の記述を削除する意見書を政府に提出することを議決したことを受け、弁護士の林陽子氏を招聘して行ったもの。茨城大学女性学研究会、茨城県女性のつばさ連絡会などと組織した「アジアの女性と人権」実行委員会の主催。第2回（11月）は、上述の北京女性会議で採択された『北京行動要領』を受け、女性に対する暴力、慰安婦問題、アジアの女性の人権、平和を考えるというもの。講師に作家の山崎朋子氏を招聘。
- ② 「ネパールに学校を造る会」との現地訪問（平成10年2月）：「学校を造る会」と共に会員がネパールを訪問し、同国への支援活動の継続を確認。

<シンポジウム>

- ③ 「アジアの子どもたちとともに」（平成9年2月）：アジアの教育、女性と子どもの暮らしをテーマに、ネパールに学校を造る運動に取り組んでいる平井廣二氏、タイやカンボジアで教育基金活動をしている長谷川典子氏を講師に招聘して開催。
- ④ 「国際結婚と人権——在住アジア人女性はいま」（平成10年9月）：上記①の学習会活動を受け、日本に定住を希望するアジア人女性の人権問題をテーマに、ジャーナリストの松井やより氏を講師に招聘して開催。共催団体は「茨城県国際交流協会」「茨城大学女性学研究会」「県女性のつばさ連絡会」「国際婦人教育振興会茨城支部」「大学婦人協会茨城支部」「2000年に向けて調査研究する会」。

<フェアトレード事業>

- ⑤ 国際協力ショップ「アジアの風」ショップ開設（平成9年8月）：フェアトレードによって開発途上国の工芸品などを仕入れ・販売することにより、途上国の女性の経済的自立を支援することを目的に、恒常的な国際協力活動の一環として開設。

13.3 文部科学省事業受託による学習の深化・発展

13.3.1 学習の深化・発展の機会としての文部科学省事業受託

このように、北京女性会議への参加で得た経験を基礎に、学習会やシンポジウムの開催を中心に活動してきた「アジアの風」にとって、学習をさらに深化・発展させる機会となったのが、文部科学省の「女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業」として受託実施した「ストップ『女性への暴力』 性暴力を防ぐためのエンパワーメント事業」であった。それは、「アジアの風」発足から平成10年に至る上記活動の中でも特に、「アジアの女性と人権」学習会（上記①）および「国際結婚と人権」シンポジウム（同④）の流れを発展させるものとして位置づけられた。

事業の受託実施主体となったのは「性暴力を防ぐためのエンパワーメント事業実行委員会」で、「アジアの風」ネットワークの他、それまでに「アジアの風」が連携してきた「茨城県女性のつばさ連絡会」と「大学婦人協会茨城支部」、さらに「茨城県婦人会館」「国際ソロプチミスト水戸」「うららフレンドハウス」の計5団体から構成された。その実行委員会の下に、後述するセミナー、調査、シンポジウムの各事業をそれぞれ担う3部会が設置された。また、セミナーとシンポジウムへの講師派遣、調査の集計・分析への助言を担う組織として、常磐大学の教官等で組織される同大学水戸被害者援助センターも参加した。さらに、茨城県教育庁生涯学習課、県女性青少年課・児童福祉課・児童相談所、県警本部など関係行政機関との連絡調整も図られた。

13.3.2 学習の深化、実態の把握と報告に取り組んだ初年度

平成11年度から2年間に亘った「ストップ『女性への暴力』事業」の1年目では、まず、これまでの学習活動を、文部科学省からの事業資金を得てさらに深化・発展させるべく、被害者学の研究が進んでいる常磐大学の教官を講師に招いてのセミナーが開催された。この「性暴力を防ぐための援助ボランティア養成セミナー」は、平成11年9月に4日間にわたって開催され、①被害者の基礎知識、②被害者の現状と権利、③被害者の抱える精神的問題、④子どもの受ける被害、⑤精神的被害からの回復と支援、⑥危機介入、⑦被害者支援のためのカウンセリング実習、⑧捜査や裁判の時の支援——等について講義が行われた。ここで、実行委員会構成団体メンバーや一般県民など120人の受講者が、女性への性暴力に関する知識をより深めた。

こうした学習の深化の一方で、学習テーマとなっている女性への暴力が茨城県内で実際どの程度発生しているのかの把握が試みられた。平成11年10月から、実行委員会構成6団体などを通じ茨城県内の女性800人に調査票が配付され、450人(56.3%)から回答が得られた。その結果は、身体的暴力を受けたことがある者が450人中76人(16.9%)、気の進まない性交を強要されたことがある者が168人(37.4%)、夫による子どもへの暴力を経験したことがある者が27人(6.0%)というものであった。

こうして明らかになった、打撲や骨折、前歯が折れる、鼓膜が破れるといった結果をとともなう激しい暴力が一部の一般家庭でも行われているという実態は、12年1月にシンポジウム

「ストップ・女性への暴力」で報告された。シンポジウムではまた、「かながわ・女のスペース“みずら”」の阿部裕子事務局長による基調講演なども行われ、日常生活の身近なところで起こっている性暴力やDVについて県民の理解を深め、その防止策をともに探ることが試みられた。

初年度においてはこの他、上記実態調査の報告書作成・発刊、先進事例として新潟市の「女のスペース・にいがた」の視察が行われた。

13.3.2 人材の育成と電話相談の試行に取り組んだ2年目

事業2年目となった平成12年度には、前年度の学習活動や実態把握を踏まえて、DV被害者支援のための人材育成や取組試行が行われた。

先ず、前年度のセミナーを継承する2日間の基礎コースが開講された（平成12年10月）。講師は引き続き常磐大学から招かれ、①日本の被害者対策の現状、②精神的被害からの回復と支援、③性暴力と家庭内暴力の被害などについて講義が行われた。また、前年度のセミナー受講者を対象とした4日間の「ステップアップコース」も開講された（11月）。常磐大学教員、弁護士、カウンセラーが講師となり、①女性の人権をめぐる動きと法的支援、②家庭内暴力の心理的側面、③フェミニスト・カウンセリングなどについて講義が行われた。

そして、こうして育成された人材の研修と、DV被害者支援の実際のシステム作りのために行われたのが、「1日DV電話相談」（11月）である。茨城県弁護士会所属の弁護士の助言を受け、足かけ2日間にわたって試行された電話相談には、51件の相談が寄せられた。

この他12年度においては、行政との懇談会（8月）、「ストップ・女性への暴力」記念講演とパネルディスカッション（平成13年1月）、先進事例としての「ウイメンズハウスとちぎ」の視察（2月）などが行われた。

13.3.3 事業受託を通じて深められた知識と信頼関係が「らいず」設立の基礎に

この2年間の事業受託を通じて、「アジアの風」ネットワークその他の団体は、DV被害者救済に関する法律、福祉、保健、心理の知識を深めた。こうして深められた知識がベースとなって、DV被害者や関係機関との信頼関係を築くことが可能となり、それが後の「ウイメンズネット『らいず』」設立の土台となった。

13.4 学習深化の結実としてのDV被害者支援団体「らいず」の設立

13.4.1 文部科学省事業の受託成果を活かす「らいず」設立

こうして「アジアの風」ネットワークなど「性暴力を防ぐためのエンパワーメント事業実行委員会」参加団体は、平成11・12年度における文部科学省事業の受託を通じて、DVに関する知識を深め、そうした知識を共有する人材を育成し、電話相談も試行した。この成果を活かすものとして、実行委員会参加団体のメンバー有志が発起人となり、平成13年6月、茨城県内初のDV被害者支援団体として「ウイメンズネット『らいず』」が設立された。

「らいず／RISE」の名称は、Right（権利）、Independent（自立）、Share（分かち合い）、

Empowerment（力をつける）を意味するとされる。設立に関与した一般会員はおよそ 100 人で、そのうち 30 人が中核的な運営スタッフとなった。これに賛助会員がおよそ 70 人いるという陣容は現在に至るまで大きくは変わっておらず、中核的スタッフのメンバーにほぼ入れ替わりもない。

「らいず」のウェブサイトのトップページ



13. 4. 2 中核事業としての電話相談（ヘルプライン）の開設

「らいず」の最初の事業は、文部科学省事業の 2 年目に 1 日事業として試行された電話相談（ヘルプライン）の本格設置であった。6 月の団体発足からさらに実践的な講義を重ね、9 月に「ヘルプライン」部会が立ち上げられ、週 2 回の定期的な電話相談事業が始められた。ヘルプラインの電話番号を記した名刺大の「ヘルプラインカード」が作成され、市町村役場、警察署、スーパーや病院で配布されて、ヘルプラインの周知が図られた。また、県内各市町村の DV 相談窓口に関する情報を集めるために「らいず」内に「地域ネットワーク」部会が設立され、収集された情報は手引き書として取りまとめられヘルプラインでも活用された。ヘルプライン開設の翌 10 月には「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) が全面施行となり、それを機に、茨城県福祉相談センター内に設置された「配偶者暴力相談支援センター」、茨城県警察本部、茨城県精神保健福祉センターなど関係機関との情報交換や連携も徐々に進められた。

電話相談は現在も「らいず」の中核事業であり、週 2 回、6 時間ずつ相談を受け付けている（この他、姉妹団体である「ジューンらいずひたち」が週 1 回 3 時間受付）。平成 21 年の年間受付件数は 519 件であった。また、平成 15 年 10 月以降は毎年、「全国共通 DV ホットライ

ン」に協力団体として参加しており、フリーダイヤルによる全国からの相談にもヘルプライン実施日に合わせて対応している。内閣府が平成23年2～3月にDV・性暴力被害者を支援する緊急措置として実施した24時間ホットライン「パープル・ダイヤル」にも、参加・協力した。

13.4.3 電話相談から面接相談、同行支援への展開

電話相談が始められると、電話を通じて話を聴き、支援先に係る情報提供や助言を行うだけでは、問題解決に向けて進むことの出来ない相談者も現れる。そうしたケースに対応する必要に迫られて、面接相談や同行支援（アドヴォケイト）も手探りで始められた。相談者に直接会い、一緒に県配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村、裁判所、病院などに足を運ぶ取組である。こうした取組を通じて「らいず」のスタッフも、机上の知識を超えて、DV被害者支援の実際を学び、支援者として当事者に寄り添う姿勢の重要性の認識を新たにしていった。

13.5 シェルターの開設からNPO法人化、そして自助グループ開設へ

13.5.1 シェルター「セイフティらいず」開設と活動のさらなる発展

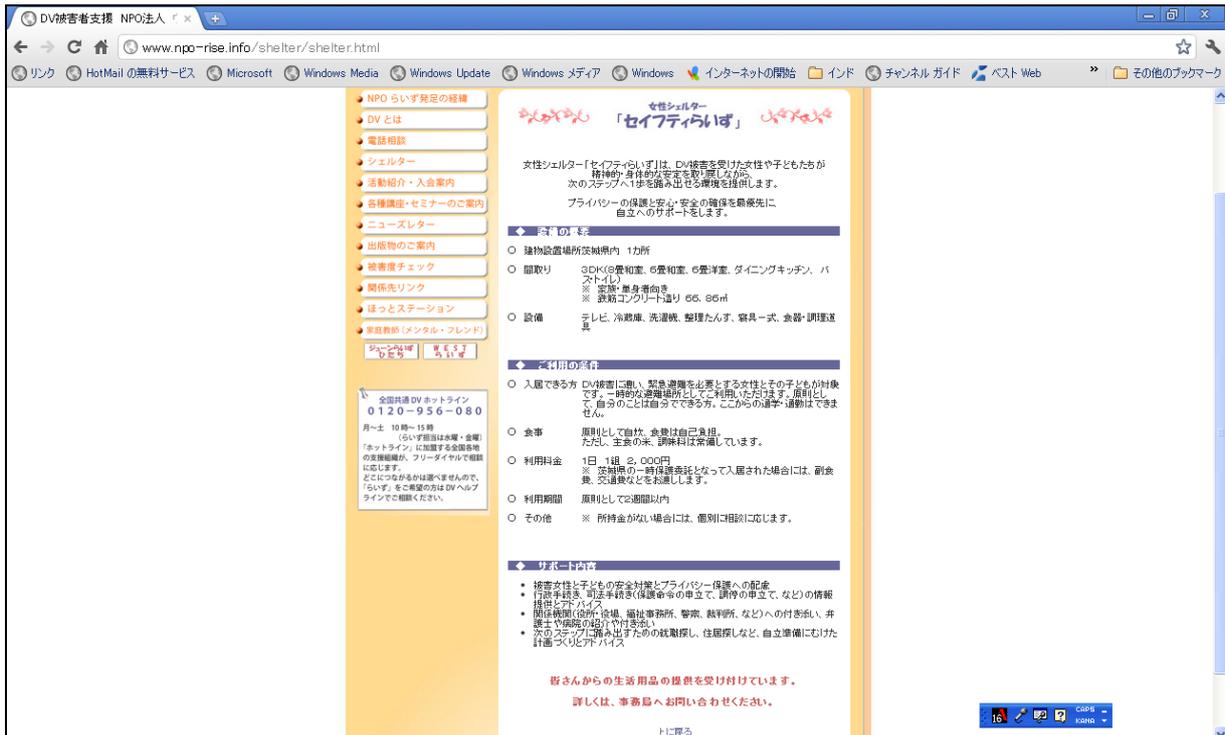
電話相談から面接相談、同行支援へと活動が発展すると、さらに自前のシェルターを持ちたいという声がスタッフの間から上がるようになった。自前のシェルターを持っていれば、相談者を保護する必要がある場合も「いざとなれば『らいず』自身で受け入れる」というスタンスで臨むことができ、相談事業も大きく発展する。実際、県のシェルターは、満室であったり、中学生以上の男子がいる家族は家族ごと入居はできないという制約があったりで、受け入れてもらえないことがある。

こうして平成16年1月、「らいず」は自前のシェルター「セイフティらいず」を開設した。民間アパートを借り上げ、1組1日2,000円で受け入れている（現在）。開設の2か月後には茨城県と「一時保護委託契約」を締結し、県配偶者暴力相談支援センターから紹介を受けた被害者を受け入れたり、元々「らいず」で相談を受けていた当事者を県にいったん繋いだ後に改めて「セイフティらいず」で受け入れたり、綿密な連携を取るようになった。

自前のシェルターを持ったことはまた、同行支援の活動の幅も広げた。シェルターは原則として2週間で退出することになっているので、その間にシェルターを拠点として、保護命令申請の手続き、役所との打合せや生活保護の申請、子どもの転校手続き、離婚調停・裁判への同行、アパート探し、仕事探しなどが行われるようになり、それらへの同行支援が行われるようになったのである。

「セイフティらいず」の平成21年の年間利用のべ日数は96日であった。

「セーフティらいず」ウェブサイト



13.5.2 県との一時保護契約を機にしたNPO法人化

シェルターを開設し、県と一時保護契約を結ぶに至って、団体内外からNPO法人格を取得する必要性を指摘する声が高まった。これを受けて、シェルター開設翌年の平成17年7月、「らいず」は茨城県にNPO法人の設立を申請、同年10月に法人認証式が行われ、11月に法人登記が完了した。

NPO法人化を果たした翌年の平成18年度からは2か年にわたって、日本財団から助成を受け、1年目には「DV被害をのりこえる」サポーター養成専門講座(12コマ)を、2年目には支援者向けスキルアップ講座(6コマ)を実施し、相談の基礎から法制度、心理ケア、加害者の問題からデートDVに至る幅広い項目について理解を深め、またその集大成として『DV被害者サポーターの手引き DV被害をのりこえる～支援現場からの発信』を刊行した(次頁に目次)。

13.5.3 自助グループ「ほっとステーション」の発足

電話相談、面接相談、同行支援、シェルターと進んできた「らいず」の活動はさらに、シェルター退出後の支援にまで展開する。シェルターに入ることによってDV加害者から離れられたとしても、被害者にとってそれで問題が全て解決されるわけではない。シェルターを出た後は、かつての居住地から離れた慣れない土地で、生活をゼロからスタートさせて自立していかなければならない。こうした自立段階にいる被害者たちが、同じ経験をした仲間同士で、誰にも批判されず、否定されず、不安や悩みをお互いに話せる自助グループが必要であるという認識が高まった。そうして平成20年6月、先進事例の研究を経て、「らいず」が支援・ファシリテイトする自助グループ「ほっとステーション」が発足した。

「ほっとステーション」は2か月に1回の頻度で開催され、1回につき5～7人が集まっている。「ほっとステーション」開催のお知らせを送っている対象者は40人以上に上る。

『DV被害をのりこえる』の目次

| C O N T E N T S | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| Chapter 1 DVって何？ | |
| 1. ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence: DV) への取り組み | 6 |
| 1) なぜ外来語を使うの？ ～DVへの国際的な対応と日本の歩み | |
| 2) 実態調査が示すもの | |
| 2. ドメスティック・バイオレンス(DV)のさまざまな形態 | 8 |
| 1) 身体的暴力 | |
| 2) 精神的暴力 | |
| 3) 経済的暴力 | |
| 4) 性的暴力 | |
| 3. DVのサイクル | 11 |
| 4. 「支配」と「被支配」～暴力が起こる背景 | 12 |
| 1) 力(パワー)と支配(コントロール)の車輪 | |
| 2) 暴力を握る理由 | |
| 3) ジェンダーへの意識 | |
| 5. 被害女性への影響 | 15 |
| ※被害当事者の手記 | 16 |
| 6. 子どもへの影響 | 17 |
| ※被害当事者の手記 | 18 |
| Chapter 2 DV被害者を支援する | |
| 1. DV防止法と支援の流れ | 20 |
| 2. 保護命令 | 20 |
| 3. 被害者の声を受け止める：電話相談と面接相談 | 23 |
| 1) 電話相談 (DVホットライン) | |
| 2) 面接相談 | |
| 4. 緊急支援と危機介入 | 26 |
| 1) 緊急支援 | |
| 2) 危機介入 | |
| 5. 離婚を選ぶとき | 27 |
| 1) 離婚手続き | |
| 2) 子どもの親権と面接交渉 | |
| 6. 自立支援に携わる | 29 |
| ※被害当事者の手記 | 30 |
| ※被害当事者の手記 | 32 |
| Chapter 3 「DV被害をのりこえる」 | |
| 国際的な視点で学ぶ サポーター養成専門講座から | |
| 1. 近藤恵子さん | 34 |
| 講義1. DV被害者を取り巻く現状と課題 ～公的機関と民間の役割 | |
| 講義2. 緊急支援とシェルターの機能 | |
| 2. 矢野恵美さん | 43 |
| 講義3. スウェーデンにおけるDV対策 ～刑事法の視点から | |
| 講義4. DVの特質と子どもへの影響 ～暴力の連鎖を断ち切る | |
| 3. 池田ひかりさん | 49 |
| 講義5. 支援の実際 ～サポーターの心構えと条件 | |
| 講義6. 支援の実際 ～電話相談と面接相談 | |
| 4. 中村明美さん | 56 |
| 講義7. 女性と子どもの人権を守る ～関係機関とのネットワーク | |
| 講義8. 社会資源を生かした自立支援に向けて | |
| 5. 小島妙子さん | 61 |
| 講義9. DV防止法をめぐる関係法の動きと司法システム | |
| 講義10. 自立への道筋 ～地域における支援モデルと課題 | |
| 6. 山口のり子さん | 68 |
| 講義11. デートDVって何？ ～若者のデートに潜む「力と支配」 | |
| 講義12. 加害者を知ることDVへの理解を深める ～よりよい被害者支援をするために | |
| (付属資料) | |
| ・茨城県内のDV被害相談先・関係機関一覧 | |
| ・参考資料 | |

13.6 行政への要望

このように活動を発展させてきた「ウィメンズネット『らいず』」であるが、現在においても、活動費を得るために様々な団体・機関の助成を渡り歩く「流浪の民」というのが実態だという。したがって、国ないし行政から継続的な助成や委託を強く要望している。理想的には、欧米のように、人件費、施設費、光熱費、通信費は公費で支出される状態が望まれるとのことである。

事例 14

DV問題へのホリスティックな取り組みを展開 ～財団法人大阪YWCA～

14.1 団体の概要と調査結果のポイント

| | |
|-------------|---|
| 団体名 | 財団法人 大阪YWCA (女性エンパワメント部) |
| 所在地 | 大阪市北区神山町 11-12 |
| 活動目的・分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 発足年月 | 1917年創設 |
| 受託した文部科学省事業 | 女性のエンパワメントのための男女共同参画学習促進事業－「女性への暴力」被害者のためのサポーター養成事業 (VAWSS I, II III)』 (平成11年度～平成13年度) |
| 調査結果のポイント | <ul style="list-style-type: none">➤ 1995年に北京で開催された世界女性会議において「女性への暴力」がすべての女性にとって非常に身近な問題であることが認識されるようになった頃、1995年の阪神淡路大震災直後に『こころのケアネットワーク』を立ち上げ、これがDVへの取組の源流となった。➤ 1999年より「女性への暴力被害者のためのサポーター養成事業」(文部省委嘱)を開始。年々取り組みを重ねて、男性加害者のための脱暴力支援事業(大阪府委託:02～)、DVの子ども支援者養成(04～)などを実施。2005年11月、DV被害からの回復と自立をサポートする『ステップハウス』を開設し現在も支援活動に取り組む。 |
| ヒアリング対象者 | 会長 辻加代 氏 所長 金香百合 氏 総監事 谷川いづみ 氏 監事 中山羊奈 氏 |

14.2 DVへのホリスティックな取組

14.2.1 きっかけは阪神淡路大震災直後に立ち上げた「こころのケアネットワーク」

大阪YWCAは1917年の創設時より、ホリスティック(部分をそれぞれ大切にしながら、なおかつそれをつながりや関わり、バランス、相互作用の中で総合的にとらえる)な性格をもつ女性団体である。大阪YWCAは、ボランティア団体・社会福祉団体・青少年団体・教育団

体・国際団体という側面を活かしながら、女性、子ども、全ての人々のエンパワメントの実現にむけて多様な活動を実施している。

多くの女性たちが家庭で、会社で、学校で、路上で暴力に晒されていることが認識されるようになった大きな契機は、国際連合主催の世界女性会議にある。とりわけ1995年に北京で開催された第4回世界女性会議では緊急課題として行動要綱が締結され、女性への暴力はこのひとつとして世界中に認知された。それ以来、女性に対する暴力の根絶が重要課題にあげられ、ドメスティックバイオレンスや性暴力に関する調査研究がなされ、「女性への暴力」がすべての女性にとって非常に身近な問題であることが認識されるようになった。

DVへの取組の源流は、1995年の阪神淡路大震災直後に立ち上げた『こころのケアネットワーク』にある。この取組からのちに「被害者支援」という大きな流れがつくられ、山上皓氏（東京医科歯科大学教授）、小西聖子氏（武蔵野大学人間関係学部教授・臨床心理士）、西澤哲氏（山梨大学教授・臨床心理士）をはじめとする専門家からスーパーバイズを得て1999年3月まで活動を続けることができた。その間に発展的な取組の流れとして、1996年より『大阪被害者相談室』が開設された。これは2002年より大阪YWCAから独立、NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターへと発展した。

大阪YWCAにおけるもう一つの取組の流れとして、1996年から一般公開で対人援助者養成講座を継続していたことから、文部科学省委嘱事業『「女性に対する暴力」被害者への援助者養成事業』（Violence Against Women Survivor Support: VAWSS）へと結びつくことになる。



大阪YWCAの外観

14. 2. 2 DV加害男性の脱暴力支援

DV防止の取り組みは、被害者の緊急支援が始まったばかりで、被害者へのアプローチは当時まだ殆どなかったため、大阪府男女共同参画課から男性の脱暴力に関する教育をやってほしいという強い要望があった。問題の根本的解決のためには、加害男性への再犯防止教育や、暴力予防教育が不可欠であるという考えに基づき、加害自身の加害者化をはかり、暴力禁止と脱暴力学習の実施によって、少しでも自己変革をもたらすことを目指し、大阪YWCA女性

エンパワメント部は、2004 年度大阪府男女共同参画活動助成対象事業として『DV 加害男性の脱暴力支援事業』を VAISS VI プロジェクトとして実施した。当時のプロジェクト長は辻加代氏、コーディネーターは金香百合氏である。

DV 加害男性の脱暴力プログラムの対象者は、自分の「暴力性」を何とかしたいと考えており、プログラムへの参加意思のある男性である。参加者を募集するにあたり、近畿圏の女性センター、府下の子ども家庭センター、市町村の男女共同参画行政所管、人権担当課、その他 NPO や関係諸団体に案内チラシを送付したり、新聞に掲載依頼するなどした。金氏らによれば、参加者を募集する際には対象が「自分の「暴力性」を何とかしたいと考えている」男性であるだけにながりの苦勞があったという。電話等で本人と接触する際は、言葉遣いに細心の注意を払いつつ行った。最終的には、参加者は 5 名（20 代 1 名、30 代 2 名、40 代 2 名）で、公募動機の内訳は、妻からすすめられて（1 名）、友人知人から勧められて（1 名）、行政や相談機関から（1 名）、インターネットをみて（1 名）、新聞を見て（1 名）であった。

本プログラム終了後、個人のふりかえりアンケートをおこなった。設問では、①講座で気付いたこと、学んだこと。②講座で学んだことを日常生活でどう活かすようにしたか、またはできなかったか。③講座に参加して自身に変化が起こったか、それはどういう変化か。④パートナーとの関係は変化したか。⑤パートナーや家族から何らかの変化についていわれたことがあるか。その他数項目の事項を訊いたところ、それぞれの回答者が、何らかの学びや気づきがあったこと。それらを日常生活で活かすよう努力しており、パートナーや家族との関係に何らかの変化があったと述べている。また、パートナーからも変化について何か言われたり、言葉では言わないが、感じているようだとの回答もあった。今後、プログラムを必要としている当事者に、いかにして知らせ、会場まで足を運んでもらえるかが課題である。

辻氏らは、主催者としてこのプログラムを企画、実施していくことで「暴力」という人間の根源的な問題に向き合うこととなった。そのことにより、DV の被害者支援、子どもへの支援にとどまらず、ひろく「暴力」をなくすための多様な働きかけ、特に今後に向けて「予防教育」の重要性を実感することとなった、と語っている。

14. 2. 3 DV被害から回復と自立を目指してステップハウスを開設

金香百合氏によれば、80 年代半ばにアメリカ在住の日系の友人が日本に一時帰国した際に「殴られる妻達」という勉強会をおこなったとき、参加者は「へえ～アメリカってすごい国やなあ。夫が妻を殴るのか。」といった、日本とはかけ離れすぎて想像もつかない社会だという印象をもったという。しかし、1995 年に北京で第 3 回世界女性会議を契機として、日本でも「北京行動要綱」に挙げられた 12 の緊急課題のうち「女性への暴力」を重点的に取り組む動きが出てきた。「女性への暴力」への取組が本格的に 1995 年頃から始まっていったのを受けて、大阪 YWCA は、1999 年に当時文部省の委嘱事業として「女性への暴力」の被害者のための支援者養成講座を開催することになった。そこには阪神淡路大震災のときに立ち上げた「こころのケア・ネットワーク」をはじめとする様々な取組みが総合的に重なり合って活かされていった。

2000 年、日本 YWCA 全国総会で「女性への暴力の問題の取組」が運動の課題として取り上

げられ、「私たちの問題『女性への暴力』プロジェクト」が設置された。各地域 YWCA の取組を分かち合い、DV 被害者の自立を支援するステップハウスの必要性が話し合われた。ちょうどその頃、金香百合氏、辻加代氏、井ノ崎敦子氏は日本で最も活発に活動している民間シェルター（緊急一時避難所）のひとつ『女のスペース・おん』へ訪問インタビューを実施している。

『女のスペース・おん』（2001年12月にNPO法人になった）は、1993年5月に発足して以来、元々フェミニズム団体（女性運動の拠点）として、様々な女性問題に取り組んできたが、その中の一つとして、女性のための労働運動「女のユニオン」があり、その一環として1996年にシェルター活動を立ち上げている。シェルターは事務所と別の場所に設置され、スタッフが必要と判断したとき事務所からシェルターに出向く体制をとっている。滞在期間は短い人で2週間、長い人で150日ぐらい。スタッフのなかで取材に応じる人を決めており、実際に援助に携わる者は表に出ないようにしている。男性からの取材も多いが、男性からの電話には加害者からの可能性もあるので特に注意している。

2000年に開催された日本YWCA全国総会で「女性への暴力の問題の取組」が運動の課題として取り上げられ、「私たちの問題『女性への暴力』プロジェクト」が設置された。各地域YWCAの取組みを分かち合い、DV被害者の自立を支援するステップハウスの必要性が話し合われた。2002年、日本YWCA主催のアメリカシェルター訪問ツアーに大阪YWCAから3名参加、意義ある学びとなった。さらに同年、DV被害者のためのサポートグループとカウンセリンググループを、2004年にはDV家庭の子ども支援者の養成を開始した。

2000年にDV被害者の自立を支援するステップハウスの必要性が話し合われた頃から、辻加代氏には大阪YWCAにステップハウスだけでなくシェルターも作りたいという強烈な想いがあった。しかしながら、シェルターに関しては、DV被害にあった女性に対する心のケアに加え、生活設計まで視野に入れた多角的ケア（役所や通院同行、就労相談、住居相談、法律相談や医療相談の案内、等々）を提供する必要がある、ましてや土地と建物をどのようにして手に入れるのかなど、実現に向けてのハードルは非常に高いように思われた。

2004年11月、理事会は新規事業としてステップハウス開設を決定し、DV被害者サポートプロジェクトの準備を進めることとなり、スタッフ研修、関係機関への挨拶回りなど準備に一年余りかけた。そんな中、長年の夢を叶えるための転機が訪れる。その背景には土地と公的な建物を建設する際、ついでにシェルターも作れないかと公的機関にお願いしてみたところ、運よく承諾されたのである。かくして大阪YWCAにシェルターを設立することができた。

大阪YWCAステップハウスは、DVの被害にあった女性とその子どものための長期自立支援施設であるため、公共機関や民間シェルターなどの緊急一時保護施設を利用した後の自立支援を行う。また、DV被害当事者と支援者の安全のため、大阪YWCAステップハウスの場所は非公開になっている。ステップハウスには、常駐ではないが連絡・対応可能な体制として、生活相談に応じるケースワーカーや、心の整理を支援するカウンセラーが配置されている。入居にあたっては、住居や就労の準備をしながら、敷金・権利金なしで6ヶ月間入居でき、利用料金は大人1泊1,800円（子ども1泊500円）としている。半年ごとの大きな面接を、それ以外にも常時定期的に小さな面接をしており、「現場を持つことの大切さを日々感じてい

る」と金所長らは語る。2010年度現在、「ステップハウスを支える会」の会員数は40名を超え、一般からの寄付や物品寄贈にも支えられている。国際ソロプチミスト大阪からは、3年間の継続支援を受け、全国女性シェルターネットを通じて、民間シェルター運営支援の助成を得たほか、インターネットからも多数の寄付が寄せられた。

課題として次の2点が挙げられる。まずはステップハウスの運営は大阪YWCAの財源を圧迫している現状、もう一つは現場を持つことの困難さである。一つ目に関しては、「ステップハウスを支える会」や一般からの寄付のみで運営しており、それらのみで人件費等を賄うのは非常に難しいのである。二つめに関しては、「救済者幻想」や「援助活動自体の曖昧さ」による支援者がバーンアウトしてしまうケースが見られるため、「ケアする人へのケア」の必要性を感じるようになった。

このようにDV被害者への支援をホリスティック（総合的・包括的）に取り組む大阪YWCAには、長年培ってきたノウハウとネットワークがある。国や自治体からの委託事業として実施されれば、被支援者へのケアはもちろん、支援者へのケアも含めたより深い取り組みが期待される。



DV被害から回復と自立へ
(出典：大阪YWCAホームページ)

14.3 『「女性に対する暴力」被害者のためのサポーター養成事業』での取組

14.3.1 暴力被害女性に支えとなるべく男性を対象にサポーター養成講座を開催

女性に対する暴力は身体的なものだけでなく、精神的暴力（威嚇するなど）、精神的暴力（性的関係を強要するなど）、経済的暴力（お金を渡さないなど）といった形もある。こうした「女性への暴力」の加害者は圧倒的に男性が多いが、被害者である女性はその暴力現場からの脱却や救出に際して出会うのは、救急隊員や警察官、医師、弁護士など男性が圧倒的に多い。しかし、女性にとっては加害者と同じ性別ということで話や相談をしにくかったり、苦しみや辛さが理解されないと思いがちである。DVや性暴力等があらゆる女性にとって非常に身近な問題であることが認識されるようになったにも関わらず、被害者支援のための特別なトレ

ーニングは殆ど行われていないため、それぞれの現場で悩みを抱えている人が少なくない。

このような問題意識のもとで日本YWCAは「女性に対するあらゆる暴力の根絶」をテーマに文部省委嘱『平成11年度女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業を企画した。本事業では「女性に対する暴力」被害者をサポートする人々の養成講座の実施を中核に、実態調査やプログラム開発を行うことで、サポーターの養成とこの問題に対する社会的理解を広げ、深めていくことを狙いとした。本事業では、大阪YWCAを事務局とし、大阪YWCA教育総合研究所、大阪被害者相談室、ヒューマンサポート研究会、OYEP（男女共生を考えるプロジェクト）、メンズセンター、その他助言者として専門家からの協力を得て実行委員会を発足させ、辻加代氏が実行委員会委員長を務めた。大阪と東京で実施された講座では、「サポーターとしての自分への気づき」を促すため、従来の一斉講義の形式を取らず、参加者体験学習の手法を取り入れ、ワークショップ形式で行った。

大阪YWCAは、『「女性に対する暴力」被害者のためのサポーター養成講座』（VAWSS）を大阪市内で開催した。対象者を男性に限定したのは、被害に遭った女性が、男性の警察官や医師の対応を通してさらに心の傷を深めてしまう「セカンドレイプ」を防止しようという狙いがあった。参加者の男性は、警察や消防の職員をはじめ、弁護士、医師、カウンセラー、行政職員、高校教諭らと様々な職種からなり、近畿を中心に愛知や福岡からも集まった。多くの被害女性の支援にあたってきた井上摩耶子氏（ウィメンズカウンセリング京都代表）は、心理的なサポートの在り方について、相談に訪れる女性らの心理的葛藤や、自分を尊重する感情の低さは、個人的な欠陥や育った環境によるものではなく、男性中心社会での性差別や性別役割の強制などに原因があるとし、「フェミニズム（女性解放思想）の視点から暴力をみることが大切」と語った。また、岡山から参加した川崎政宏弁護士は、「頭では分かっていた事柄の理解が深まった。女性センターでの法律相談にも関わっているので、講座で気づいた点を活かすことができれば、女性に接するときの態度にも反映すると思う」と語っている。

講座には体験型学習のワークショップが組み込まれ、二人一組やグループになり、▽人を援助するために、まず自分を知る ▽心を開いて語り合うことで対話的な関係をつくる ▽援助される人の気持ちを理解する ▽忍耐強く相手に寄り添う ― といったサポーターに求められる事柄を、対話やゲームなどを通して参加者と考えた。ワークショップの講師を務めた大阪YWCA教育総合研究所の金所長は、「3回の講座だったが、参加した男性たちの変化を感じることができた。

何よりも、参加者同士のネットワークづくりが進んでいるのがうれしい。」と語った。

14.3.2 サポーター養成講座のネットワークとして「男性」研究チームが誕生

VAWSS Iの講座実施中に配布された「その日のふりかえり」用紙、および講座の最終日に行った参加者アンケートからは概ね講座に参加したことには「参加してよかった」、「今後同様の講座があれば参加したい」といった意見が多くみられた。また、参加者からは「3日間のみの講座で終了するのではなく、その後も継続して集まる場を持ちたい」という声が寄せられたことを受け、2000年3月までに月1回、計4回のフォローアップ講座が企画され、参加者と講座スタッフの有志が集まり、情報交換や自主勉強会を行った。同カウンセリング講座

は、講義とワークショップの二部構成からなり、4日間で援助者に必要な技術を学んでもらうことを目的とする。パート1は西澤哲氏¹（山梨大学教授、臨床心理士）、パート2は小西聖子氏²（武蔵野大学人間関係学部教授・臨床心理士）が講義をおこなっている。

その後、この勉強会参加者の中から翌年実施されることになる VAWSS II における男性ファシリテーター養成と、予防教育を含めた加害男性への取組も視野に入れた「男性」チームが誕生した。因みに、先ほどの川崎弁護士（岡山県）も「男性」チームのメンバーであった。当時、保護観察官として加害者に接することが多かった川崎弁護士は、講座を修了して以来、ストーカー、DV、児童虐待など、女性被害者と接する機会が増えたという。ある事案では、親から暴力を受けた被害者は、警察に相談したが告訴するかどうかと問われて、父親を告訴できず、弁護士の相談所を紹介されたものの、結局たらい回し状態におかれていた。そこで、川崎氏は弁護士として接近禁止の仮処分の申し立てを行い、「安心しなさい、応援します」というメッセージとともに、「あなたは悪くない、一緒に考えて行きましょう。」ということを伝えた。

このように被害者が相談所に来るときには、いろんな相談所を回ってきて、へとへとになっていることが多い。すなわち、駆け込み寺であるはずの相談所が最終的な解決になっていないケースも少なくないのである。川崎弁護士は、当時の法律相談の現場から、相談機関の連携（被害者がどこに行けば支援を受けられるか、安心感を得られるか）、シェルターの設置、相談を受ける側の消耗、相談を受ける個々人の連携（お互いをどのようにカバーしあえるか、守秘義務のある中で支えあう方法はないか）を課題として指摘している。

14.3.3 支援者のためのエンパワー・プログラム—知識・自己理解・ケア・ネットワーク

2000年度文部科学省委嘱「女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業」として、前年度の VAWSS I で得られた学びと出会いをベースに、「女性に対する暴力」被害のためのサポーター養成事業II（VAWSS II）を企画した。大阪 YWCA を事務局として、名古屋 YWCA、福岡 YWCA、熊本 YWCA、長崎 YWCA、大阪 YWCA 教育総合研究所、大阪被害者相談室、大阪 YWCA 女性委員会、さらに昨年度の大阪会場（男性対象）受講生の会の協力を得て、同年6月末に実行委員会を発足し、講座部会、調査研究部会、報告書部会にわかれ、必要に応じて、合宿、ミーティング、作業会を行い、準備を進めることとなった。

事業のねらいとしては、昨年度の VAWSS I に引き続き「女性に対する暴力」被害者をサポートする人々の養成講座の実施を中核におくが、昨年の経験を生かし、男性サポーターの養成を大きなねらいとする。加害者としての性である男性が被害者女性をサポートするとは、どういうことか、その時どう女性が効果的に参与していけるか。その限界と可能性ならびに方法を探ることを目的とする。このことにより、サポーターの養成とこの問題に対する社会的理解をより広げ、深めていくことを目指すものである。

VAWSS II 実行委員会委員長の辻加代氏は、事業実施のプロセスのなかで、男女共同参画基本法施行後の社会の動きを実感したという。なぜならば、当年の実行委員会に、昨年度の受

¹ <http://yamanashi-ken.ac.jp/modules/tinyd19/index.php?id=69>

² <http://www.kantei.go.jp/jp/m-magazine/backnumber/2005/konisi.html>

講生である男性たちが加わり、男性ファシリテーター研究チームを作って学習会を重ねた結果、講座での講師やグループのファシリテーターの役割を担うことができたことによる。そして、講座終了後も男性たちを中心に月1回の「男性」研究会が開催され、参加者が肩書きを離れて自由に語り合える場となっている。

14.4 DV・虐待予防の総合的取組事業

14.4.1 保育園を中心とした虐待やDVに関する総合的な取組み

社会福祉法人大阪YWCA大宮保育園（1978年開園）は、2008年から2年間にわたり朝日新聞厚生文化事業団「子どもの暴力防止プロジェクト助成」を受けて、『DV・虐待予防の総合的取組事業』を実施した。

事業の実施にあたり、虐待やDVを、保育園を中心とした総合的な取組の中で予防し、早期発見・早期手当することを計画した。保育園は、0歳から就学前までの子どもが毎日通い、保護者も送り迎えのために付き添う場所という絶好の条件を最大限に活用して、「親も子も、誰をも暴力の被害者・加害者にさせない」取組を行った。総合的な取組みは、①保護者向け、②子ども向け、③保育士・職員向け、④地域の援助者（民生児童委員など）向け、⑤児童館、⑥その他（中学校・社会教育施設）という六つの柱からなる。

事業内容の詳細については、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団「子どもへの暴力防止プロジェクト助成」『地域における親子のDV&虐待に予防とケアへの総合的な取り組み』報告書にまとめられている。

以下、当時の総合コーディネーターである金氏らへの取材の中で特に印象深かったものを取り上げて紹介したい。

14.4.2 お母さんお父さんのためのハッピースタディーズ

今のストレス社会のなかで、みんなストレスを抱えいららすることが多い。そんな中、お父さんやお母さんがハッピーになることが子どもの育児にも良い影響を与えると考え、2009年5月、大阪YWCA大宮保育園にて、親向けのプログラム『お母さんお父さんのためのハッピースタディーズ』を企画・実施した。

講師の金香百合氏の講和のなかで、参加者は自分と向き合い、「自分だけがこんなに頑張らなくてもいいんだ」、「今のままの自分でいいんだ」ということに気付き、生活の中で捉え方が変わってきたことや子育てが楽になったことが語られた。このプログラムの効果は、母親の心が穏やかになることで、ストレスが軽減し、子どもに温かくかかわることができるようになることである。また、母親たちが、ママ友達をつくっていくことを支援し、そのつながりの中で、日常的に相談したり、愚痴を言える関係をつくっていくことが狙いでもある。結果として、子どもへの虐待が防止され、親自身が幸せに生き、幸せな子育てを楽しむことができるように、自ら変化し、成長していくことを望んでいる。

14.4.3 中学2年生対象『デートDV』出前講座

2009年6月、大阪市立今西中学校において中学2年生を対象にデートDVの講座を実施した。講師は大阪YWCAのカウンセラーで臨床心理士の井ノ崎敦子氏であった。因みに阪神淡路大震災当時大学院生であった井ノ崎氏は、大阪被害者相談室（後のNPO法人アドボカシーセンター）のボランティアとして活動に参加している。また、特にDVと気づいていない人たちを対象に、女性のための心理教育プログラム『夫や恋人との関係を考える講座』のシリーズを開催している。

最初に、行動規制、暴言、及び脅迫などの心理的暴力による典型的なデートDVの創作事例を各1例ずつ紹介し、生徒らにデートDVのイメージをつかんでもらった。次に、デートDVの定義や暴力の種類を紹介し、さらには理解を深めるためにクイズ形式でデートDV関連の知識を提供した。クイズの問題は、①男子及び女子の被害率、②デートDVに関する誤解（例えば「暴力をふるう人はいつも暴力的である」など）によって構成された。まずは問題を提示し、生徒らに各自で回答させた後、答え合わせをした。生徒らはそれぞれにクイズに真剣に取り組み、回答していた。最後に、暴力のない、こちよい関係をつくるコツと、自身や友人が被害に遭ったときの対処方法について説明した。

講座修了の感想では、「デートDVについて詳しく知れてよかった」、「デートDVの暴力には身体的暴力以外の行為も含まれると知って驚いた」、「男子の被害が予想以上に多くて驚いた」、そして「将来、交際したときに活かしたい」といった感想が寄せられて、生徒らにとっても有意義な学びになったようだった。中学生は、まだ交際経験ももたない生徒も多い時期であるが、恋愛については関心が高まる時期でもある。従って、未然にデートDVの講座を受講させることが大切であると、井ノ崎氏は語っている。

14.4.4 社会福祉法人大阪YWCA大宮保育園は「もうひとつの家庭」

社会福祉法人大阪YWCA大宮保育園について付言すると、元々は大阪YWCAが創立40周年記念事業で、働く女性のための「大宮町センター」を設立した際に0歳児からの長期間預かりを行ったのが乳児保育の始めたのがきっかけで、それ以来、女性の自立を支え、仕事をもち続けられるために、2年後の1959年に生後一ヶ月半からの乳児保育事業を開始している。

金香百合氏は、大宮保育園を訪問した際に、卒園後10年を経てもなお、園長と児童（現在中学生）が当時のことを鮮明に覚えていることに非常に驚いたと語った。児童を0歳からみていると、保育園はその地域で「もうひとつの家庭」としての役割を果たす。保育士の話によれば、子どもの様子を見れば、その子の家庭でDV等の良くないことが起きていればすぐに分かるのだという。そんなわけで、保育園は子どもを通してその子の家庭でDV等が起きていないかどうかを観察すべきと指摘する。

14.5 行政との連携について

大阪YWCAステップハウスは、次の行政機関等と連携して活動を行っている。

- DV 被害者支援ネットワーク
- NPO 法人全国女性シェルターネット
- 大阪市 DV 施設ネットワーク会議
- NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター

なお、大阪市男女共同参画課では平成 14 年 8 月 1 日より「大阪市 DV 施策ネットワーク会議」を構成しており、大阪 YWCA もオブザーバーとして参加している。



取材に応じてくださった大阪 YWCA のメンバー
(左から、金香百合氏、谷川いづみ氏、辻加代氏、中山羊奈氏)

事例 15

文部科学省事業受託の中で団体を設立、人材養成と活動展開準備を図る ～NPO法人山口女性サポートネットワーク～

15.1 団体の概要と調査結果のポイント

| | |
|-------------|--|
| 団体名 | NPO 法人山口女性サポートネットワーク |
| 所在地 | 山口県宇部市 |
| 活動目的・分野 | ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害者支援 |
| 発足年月 | 平成 14 年 12 月 (現団体名での NPO 法人登記。前身の「女性への暴力ホットライン山口」の発足は 13 年) |
| 受託した文部科学省事業 | 平成 12・13 年度「女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業」 (12 年度事業名「暴力や虐待を受けた女性や子ども達への支援者養成とネットワークづくり」) (13 年度事業名「暴力を受けた女性への支援者養成とネットワークづくり」) |
| 調査結果のポイント | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 文部科学省受託事業の中で育った人材で団体を設立、さらに継続受託で人材養成と活動展開の準備を図った。 ▶ 収入を生む事業が作れない中で、新たなスタッフを得ることが出来ず、メンバーが固定化・高齢化している。 |
| ヒアリング対象者 | 代表 小柴久子氏 |

15.2 DV問題への意識の高まりと文部科学省事業受託

15.2.1 北京女性会議の参加者によるNGOが起源

「山口女性サポートネットワーク」(以下「サポートネット」)の起源は、平成7年9月に北京で開催された国連主催の第4回世界女性会議において行われた日本政府と NGO との対話に参加した NGO 関係者が中心となって設立した NGO「北京 JAC」(Japan Accountability Caucus for the Beijing Conference)、その地域コーカス(委員会)である「北京 JAC 山口」である。北京 JAC は、北京会議で採択された「北京政治宣言」と「行動要領」の実施を目指して政府・自治体・議員・政党等にロビイングと政策提言を行うことを目的とした全国ネットワークの NGO (7 年 11 月発足) であり、北京 JAC



山口は、北京 JAC に連動して山口県内で行動を起こしていくために 10 年 4 月に設立された。サポートネット現代表の小柴氏（前頁写真）も、北京 JAC および北京 JAC 山口のメンバーである。

15.2.2 北京 JAC の活動を通じて DV 問題を意識し文部科学省事業受託へ

小柴氏はもともと女性の政治参加が主たる関心事であったが、北京 JAC の活動の中で DV 問題に詳しい仲間から「山口の DV 被害者は東京まで逃げてきている」と聞かされ、山口で DV 問題を学習することの必要性を感じていた。

一方その頃、山口県教育庁の社会教育担当課（現在の社会教育・文化財課）に、女性の人権について意識が高く DV 問題に関心の強い職員がおり、彼女が小柴氏らに対して、文部科学省の「女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業」を受託するよう後押しした。

こうして、北京 JAC 山口を中心とした 9 団体により「“ストップ・ザ・暴力虐待” 実行委員会」が組織され、平成 12 年、「暴力や虐待を受けた女性や子ども達への支援者養成とネットワークづくり」の事業名で文部科学省受託事業が実施されることとなった。

15.3 文部科学省受託事業の中での「女性への暴力ホットライン山口」設立

15.3.1 文部科学省受託事業のセミナー受講者で「女性への暴力ホットライン山口」設立

平成 12 年度の文部科学省受託事業では、①暴力虐待被害者支援人材セミナー、②「生活の中での女性の人権について」アンケート調査、③啓発資料等研究開発の 3 事業が行われた。①のセミナーは、山口県婦人教育文化会館（山口市）にて、7 月末から 12 月初めにかけて 8 回（各回 10:00～16:00。最終回のみ 10:00～12:45）にわたって開講され、女性団体関係者、ジェンダー問題専門家、フェミニスト・カウンセラー、臨床心理士、産婦人科医等によるレクチャーと学習活動に 50 人が参加した（次頁にその案内）。②のアンケート調査では、静岡県富士市の団体の協力を得て作成した調査票を 3,000 通配布し、1,108 通を回収した（回収率 36.9%）。

12 年度事業がもたらした最大の成果の一つは、①のセミナー受講者によって、現在の「山口女性サポートネットワーク」の前身である「女性への暴力ホットライン山口」が開設されたことであった。このホットラインの端緒は、文部科学省受託事業とは別の、やまぐち女性財団の助成による 24 時間限定の電話相談事業が、同時期に行われたことである。同年 12 月 9 日（土）正午から翌 10 日（日）正午まで行われた同事業は、新聞や関係団体を通じて周知され、24 時間で 7 件の相談を受けた。この結果を受けて、ホットラインを常設し継続的に相談を受けるべきだという機運が高まり、上記セミナー受講者に対して参加を依頼し、20 人の有志が 5,000 円ずつを会費として出資、集まった 10 万円を電話維持費と事務所費に当てて、週 2 回の「女性への暴力ホットライン山口」が開設された。

平成 12 年度の文部科学省受託事業におけるセミナーの案内

＜平成 12 年度 文部省 委嘱事業＞

暴力虐待被害者への支援者養成セミナー

“ストップ・ザ・暴力虐待”

～女性に対するあらゆる暴力の根絶のために～

この講座は、女性に対する暴力や子どもたちへの虐待根絶に向けて人権意識の高揚を目指すと共に加害者の意識改変を促す学習機会を提供します。

また、関係機関の協力を得て被害者支援のための人材養成をしながら、ネットワークづくりと有志による被害者救済のためのホットラインの開設を目指します。

- ★主催 ストップ・ザ・暴力虐待実行委員会
- ★共催 カリエンテ山口 山口県婦人教育文化会館
- ★募集人数 50名(先着順・男女問わず)
- ★昼食 500円(当日受付)
- ★申込方法 Fax、又は、はがきに住所、氏名、電話番号を記入のうえ下記申込先まで
- ★問合せ先 申込先 カリエンテ山口 (山口県婦人教育文化会館) 千753-0066 山口市湯田温泉5-1-1 Tel 083-922-2792 Fax 083-932-6417 小柴 久子 千759-0207 宇部市厚南区東陽波台1-4-2 Tel 0836-41-0329 Fax 0836-41-6595
- ★しめり 7月25日(火)

| 開催日 | 時間 | 講座内容 | 講師 |
|-----------|-------------|------------------------------|--|
| 7月29日(土) | 10:00~10:15 | 開講式 | ぐるうぶ NO1セクシュアル・ハラスメント 石本 宗子さん |
| | 10:20~12:30 | 「女性への暴力・子どもへの暴力とは」 | |
| 8月26日(土) | 13:30~16:00 | グループ学習 | ジェンダートレーニング研究所 丹羽 雅代さん |
| | 10:00~12:30 | 「日常生活の中での暴力」 | |
| 9月9日(土) | 10:00~12:30 | 公開講座 「サポートするときの心がけ」 | アミカス相談員 フェミニストカウンセラー 本多 玲子さん 弁護士 長谷川京子さん |
| | 13:30~16:00 | 「被害者と関わった弁護士として」 | |
| 9月10日(日) | 10:00~12:30 | 「こころの障害とは」 | 九州大学助教授 臨床心理士 高松 里さん |
| | 13:30~16:00 | 「障害を乗り越えるための支援について」 | |
| 10月14日(土) | 10:00~12:30 | 「暴力をしない自分を見つけるために」 ~男性の立場から~ | メンズセンター 運営委員長 中村 彰さん |
| | 13:30~16:00 | 「山口県では…」 | |
| 10月15日(日) | 10:00~12:30 | ネットワークづくり パネルディスカッション | 産婦人科医 リプロダクティブ・ヘルス/ライン協議会 池田 信子さん |
| | 13:30~16:00 | 「女性のからだと権利について知ろう」 | |
| 12月2日(土) | 10:00~12:30 | 「暴力を受けた在日アジア女性の支援」 | ぐるうぶ NO1セクシュアル・ハラスメント 甲木 京子さん |
| | 13:30~16:00 | 「ホットライン開設に向けて」 | |
| 12月3日(日) | 10:00~12:30 | 「駆け込みシェルターからの報告」 | 女のスペースおん 近藤 恵子さん |
| | 12:30~12:45 | 修了式 | |

変更になる場合があります

- ★受講終了者には修了証を発行します。
- ★入学前の子どもの託児(無料)を致します。ご希望の方はお名前と年令をご記入の上申し込んでください。

平成 13 年度の文部科学省受託事業におけるセミナー等の案内

＜平成 13 年度 文部科学省 委嘱事業＞

女性への暴力被害者サポートセミナー

“ストップ・ザ・DV”

～女性に対するあらゆる暴力根絶のために～

この講座は、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために、山口県の女性への暴力実態アンケートの報告をするとともに、人権意識の高揚を促す学習機会を提供します。

また、ホットライン充実のために、相談員のサポート能力アップを目指した学習機会を提供すると共に、県内外関係機関とネットワークし、効果的な支援ができるような体制づくりを目指します。

＜初級セミナー＞ 公開講座

★女性への暴力被害者サポートセミナーPART (1)

【期 日】 8月18日(土) 19日(日) 10:00~15:00

【場 所】 下関市勤労福祉会館

| | | | |
|----------|----------------------------|------------------------------------|--|
| 8月18日(土) | 10:00~12:00 | 「女性への暴力とは？」 | ぐるうぶ NO1セクシュアル・ハラスメント 石本 宗子さん ストップ・ザ・DV実行委員会 石本 宗子さん |
| | 13:00~13:30 | 「女性への暴力アンケート報告 ~山口県の実態～」 | |
| 8月19日(日) | 13:30~15:00 | 「グループ学習」 | 北九州立女性センター 池田 信子さん |
| | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 「暴力の実態とサポートのあり方」 「アサーティブトレーニング」 | |

★女性への暴力被害者サポートセミナーPART (1)

【期 日】 9月1日(土) 2日(日) 10:00~15:00

【場 所】 徳山市保健センター

| | | | |
|---------|-------------|-------------------------------|--|
| 9月1日(土) | 10:00~12:00 | 「女性への暴力とは？」 | ぐるうぶ NO1セクシュアル・ハラスメント アジア女性センター 北村 紀代子さん |
| | 13:00~15:00 | 「サポートするときの心がけること」 | |
| 9月2日(日) | 10:00~12:00 | 「ホットラインから見てきた女性への暴力 ~山口県の実態～」 | ストップ・ザ・DV実行委員会 山口県立大学の教授 加藤 夏子さん |
| | 13:00~15:00 | 「スウェーデンでの女性たち」 | |

★女性への暴力被害者サポートセミナーPART (1)

【期 日】 10月27日(土) 28日(日) 13:00~17:00

【場 所】 小野市公民館

| | | | |
|-----------|-------------|-------------------------------|--------------------------|
| 10月27日(土) | 13:00~15:00 | 「女性への暴力とは？」 | アジア女性センター 本多 須美子さん |
| | 15:00~17:00 | 「女性を受けた在日アジア女性の支援から」 | |
| 10月28日(日) | 13:00~15:00 | 「女性のからだと権利について知ろう」 | 産婦人科医 産科・メール 謝院長 池田 信子さん |
| | 15:00~17:00 | 「ホットラインから見てきた女性への暴力 ~山口県の実態～」 | |

主 催 ストップ・ザ・DV実行委員会

＜中級セミナー＞ (PART (1) 修了者・昨年受講者・相談業務従事者)

★女性への暴力被害者サポートセミナーPART (2)

【期 日】 11月4日(日) 13:00~17:00 17日(土) 10:00~15:00

【場 所】 山口県生涯学習センター

| | | | |
|-----------|-------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 11月4日(日) | 13:00~15:00 | 「サポーターとは？」 | 大府立女性総合センター 川藤 好恵さん |
| | 15:00~17:00 | 「自己トレーニングのし方」 | |
| 11月17日(土) | 10:00~12:00 | 「DV防止法の効力と課題」 | 弁護士 中尾 弘治さん コーチ 岡本早智子さん 弁護士 河野 達哉さん |
| | 13:00~15:00 | 「パネルディスカッション」 ~山口県の現状と課題~ | |

＜ホットライン開設に向けてのセミナー＞

(女性への暴力被害者サポートセミナーPART (2) 修了者・昨年受講者・相談業務従事者)

【期 日】 12月1日(土) 2日(日) 10:00~15:00

【場 所】 山口県生涯学習センター

| | | | |
|----------|-------------|-------------------|-------------------------------|
| 12月1日(土) | 10:00~12:00 | 「ホットライン開設に向けた練習」 | ぐるうぶ NO1セクシュアル・ハラスメント 平岡 隆治さん |
| | 13:00~15:00 | 「電話対応のノウハウ」 | |
| 12月2日(日) | 10:00~12:00 | 「エスコートサービスについて」 | 産科医 辻 龍成さん 山伏 野哉さん |
| | 13:00~15:00 | 「サポートするときの心がけること」 | |

(講師は変更になる場合があります)

＜ホットライン開設＞

【期 日】 12月8日(土) 9日(日) 10:00~22:00

【内 容】 電話による相談業務 ホットライン電話番号 083-974-6464

- ★参加費 500円
- ★募集人数 50名(先着順・男女問わず)
- ★昼食 500円(当日受付)
- ★申込方法 Fax、又は、はがきに住所、氏名、電話番号を記入のうえ下記申込先まで
- ★入学前の子どもの託児(無料)を致します。ご希望の方はお名前と年令をご記入の上申し込んでください。
- ★申込先・問合せ先 小柴 久子 千759-0207 宇部市厚南区東陽波台1-4-2 Tel 0836-41-0329 Fax 0836-41-6595 薄田 寿子 千747-0051 防府市東町1-2 Tel 0835-22-0848 Fax 0835-38-6896

後 援 山口県 山口県教育委員会

15.3.2 「女性への暴力ホットライン山口」として文部科学省事業を継続受託

「女性への暴力ホットライン山口」が常設されると、やはり相談の電話はかかってくる。そこで、上記の文部科学省事業を13年度も継続して受託し、ホットラインのスタッフ養成にもなる研修事業を継続して行うとともに、電話相談の先の被害者支援を見据えてシェルターの視察と交流を図ることとなった。

事業名は「暴力を受けた女性への支援者養成とネットワークづくり」、実施主体名は「ストップ・ザ・DV 実行委員会」と初年度から若干変更され、実行委員会の主団体は「女性への暴力ホットライン山口」となった。

「暴力被害者サポートセミナー」は、初級講座と、初級講座受講者／前年度受講者／相談業務従事者を対象とした中級講座に分けて開催され、前者は初年度開催地であった山口市とは別の県内3か所（下関、徳山、小郡）で2日間ずつ、後者は1か所で2日間行われた。さらに、12時間限定のホットライン開設が行われ、それに向けたセミナーが中級講座受講者／前年度受講者／相談業務従事者を対象に行われた（前頁にその案内）。

シェルターの視察は、札幌、東京、横浜、大阪、福岡の5施設で行われ、各施設の関係者との交流も図られた。

15.3.3 文部科学省事業受託の効果

関係者にとって、2か年にわたった文部科学省事業受託は第一に、DV問題に取り組む端緒となる学習の機会を与えてくれたものとして大きかった。上述の通り、文部科学省事業の1年目のセミナー受講者が中心となって「女性への暴力ホットライン山口」が常設され、その「ホットライン」が主体となって2年目の事業が受託され、セミナーによるさらなるスタッフの養成、その先を見据えたシェルターの視察等が行われたのである。

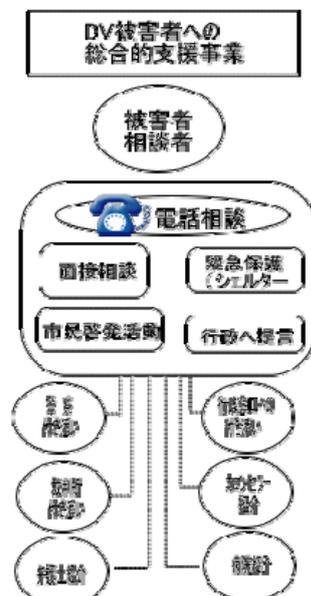
第二に、文部科学省事業受託は、事業計画立案や経理処理自体が、関係者にとっての大きなエンパワーメントとなった。

15.4 文部科学省事業受託後のシェルター設立とNPO法人化、しかし厳しい団体経営

15.4.1 シェルターを開設するも厳しい経営

文部科学省事業受託の中で発足し、スタッフの養成とシェルター開設の準備を図った「女性への暴力ホットライン山口」は、事業受託が終わろうとする平成14年2月にシェルターを開設、それを機に団体名を現在の「山口女性サポートネットワーク」に変え、その後12月にNPO法人格も取得した（右図はサポートネットによるシェルターも含めた総合的なDV被害者支援事業の体制図）。

シェルターは1泊1,500円（子どもは500円）で母子2組まで受け入れているが、年間稼働日数が50日間程度で



経営は厳しい。山口県のシェルターが満室の場合は一時保護の委託を受けることになっているが、7室ある県シェルターは入居条件も生活ルールも厳しい（一定年齢以上の男子や精神疾患のある者は入居できない、喫煙は禁止など）ため満室になることは少ない。県シェルターでなくサポートネットのシェルターに入りたいというDV被害者もいるが、場所を加害者に知られてはいけないというシェルターの制約（特にシェルターがある地方都市で場所を秘匿するのは難しい）から積極的周知を図るわけにもいかないため、サポートネットのシェルターに辿り着かない人も多い。辿り着いた人も、制約の多い県シェルターに入れなかった人もいるため、困難ケースが多い。

シェルター等の運営費を得るために助成金を毎年渡り歩かなければならないが、平成15年に100倍の倍率の中で得られたマイクロソフト社の「Microsoft giving NPO 支援プログラム」の助成は大きかった。この助成はパソコンの現物支給も含んでおり、それを用いてパソコン教室を開いて女性の社会的・経済的自立を促すとともに（写真）、パソコン教室の看板を掲げることができるようになったからである。



15.4.2 支部の設立と自助グループ支援の展開

困難ケースは多いが受け入れ総数は必ずしも多くないサポートネットのシェルターは、家庭的な雰囲気の中、被害者の都合に出来るだけ合わせた丁寧な支援ができるという利点がある。しかし、それでも孤独感から加害者の元に戻ってしまう被害者もおり、シェルターを出た後の自立支援がまた重要である。サポートネットはシェルター設立後、電話相談とシェルターをもつ本部に加え、自助グループを宇部市、防府市、下関市で開いている。

15.4.3 メンバーの固定化と厳しい団体運営

現在のスタッフ数は、本部と支部を合わせて15人程度である。NPO化を果たした頃の20人からやや減っており、その頃からのメンバーが15人中12~13人を占めている。新しいスタッフが殆ど入ってこない中、大半を占める初期からのメンバーは50~60歳代となっており、このままではメンバーの高齢化が進み、活動の発展どころか維持すら困難となりかねない。

経済情勢が厳しく専業主婦が減っている中、現役世代のボランティアを得ることは難しく、スタッフに時給を支払えるようにならなければ新しいスタッフは増えない。しかし、DV被害者支援という分野で収入を生む事業を作っていくことは難しい。様々な団体からの助成金を得るには、目新しいトピック的なことをやらなければならないが、それに注力すると、電話相談、シェルター、自助グループという本来業務が手薄になってしまう。こうした本来業務に対しては、なかなか助成が出ないのが現状である。

また、行政からの支援も山口の地では得にくく、平成22年度になってようやく、山口県から自助グループの委託を受け、宇部市から自立支援について10万円の補助金を得たところである。宇部市の相談業務の一部委託を受けたが、平成22年度限りで終わっている。行政とど

う協働していくかは、今後の課題である。

近年は、山口大学や、宇部、下関にある大学で臨床心理士を目指している 20 歳代後半から 30 歳代の大学院生を、修士論文の準備にもなるということで活動に引き入れている。

15.5 行政への要望

文部科学省からの受託事業は、DV 被害者支援の団体を設立し、電話相談やシェルターの活動を立ち上げていく上で、大きな役割を果たしてくれた。ただ、既に立ち上がった事業をブラッシュアップしていく企画に対しても予算化して欲しい。

現在の国の DV 対策は、被害者を「逃げさせる」ことに終始しており、加害者への取り組みも含め DV に「立ち向かう」という面がない。国には、そうした方向で新しい DV 対策のプログラムを作り、その上で関係者に対し研修を行って欲しい。